

平成 2 2 年 第 5 回

芦北町議会 9 月定例会会議録

開会 平成 2 2 年 9 月 1 日

閉会 平成 2 2 年 9 月 1 5 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成 2 2 年第 5 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9 ・ 1	水	本会議（開 会） 諸般の報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託
2	木	休 会
3	金	本会議 一般質問
4	土	休 日
5	日	休 日
6	月	委員会審査 建設経済(現地調査、建設課、農林水産課(農委)) 文教厚生(生涯学習課、住民生活課)
7	火	委員会審査 総 務(企画財政課、税務課) 文教厚生(教育課、福祉課)
8	水	委員会審査 建設経済(商工観光課、上下水道課) 総 務(基幹支所、議会事務局、総務課)
9	木	委員会予備日
1 0	金	休 会（議事整理）
1 1	土	休 日
1 2	日	休 日
1 3	月	休 会（議事整理）
1 4	火	休 会（議事整理）
1 5	水	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

目次

第1号（9月1日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	5
4	説明のため出席した者の職氏名	5
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	11
日程第1	会議録署名議員の指名	11
日程第2	会期の決定について	11
日程第3	諸般の報告	11
日程第4	町長の提案理由説明	11
日程第5	報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	12
日程第6	報告第6号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価結果の報告について	16
（一括議題 日程第17まで）		
日程第7	認定第1号 平成21年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて	18
日程第8	認定第2号 平成21年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	18
日程第9	認定第3号 平成21年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	18
日程第10	認定第4号 平成21年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	18
日程第11	認定第5号 平成21年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	18
日程第12	認定第6号 平成21年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	18
日程第13	認定第7号 平成21年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	19
日程第14	認定第8号 平成21年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	19
日程第15	認定第9号 平成21年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入	

	歳出決算の認定について……………	19
日程第16	認定第10号 平成21年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	19
日程第17	認定第11号 平成21年度芦北町水道事業会計決算認定について…	19
日程第18	議案第35号 平成22年度芦北町一般会計補正予算（第5号）……	21
日程第19	議案第36号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	31
日程第20	議案第37号 平成22年度芦北町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）……………	35
日程第21	議案第38号 平成22年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	36
日程第22	議案第39号 平成22年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）……………	36
日程第23	議案第40号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について…	37
日程第24	議案第41号 芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて…	40
日程第25	議案第42号 損害賠償の額を定めることについて……………	41
日程第26	議案第43号 町道の路線認定について……………	42
日程第27	諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	43
	（一括議題 日程第29まで）	
日程第28	陳情第6号 橋本川左岸生活道路・通学路の町道認定について……	44
日程第29	陳情第7号 町道白木松生線及び庵の山線未改良区間の早期の整備について……………	44
7	散 会……………	44
	第2号（9月3日）	
1	議事日程……………	47
2	出席議員氏名……………	47
3	欠席議員氏名……………	47
4	説明のため出席した者の職氏名……………	47
5	事務局職員出席者……………	48
6	開 議……………	53
	日程第1 一般質問……………	53

(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	53
○竹崎町長答弁	55
○本山教育委員長答弁	55
○大岩福祉課長答弁	56
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	57
○永田教育課長答弁	58
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	58
○竹浦教育長答弁	59
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	60
○大岩福祉課長答弁	60
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	61
○大岩福祉課長答弁	61
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	61
○竹崎町長答弁	61
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	62
○竹崎町長答弁	62
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	62
○大岩福祉課長答弁	63
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	63
○竹崎町長答弁	67
○竹田建設課長答弁	68
○農中税務課長答弁	68
○迫本住民生活課長答弁	69
○柳田農林水産課長答弁	69
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	70
○竹崎町長答弁	71
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	71
○竹崎町長答弁	71
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	72
○柳田農林水産課長答弁	72
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	73
○竹崎町長答弁	73
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	73
○竹崎町長答弁	73

(7) 坂本登議員第7回目一般質問	73
(1) 古村逸男議員第1回目一般質問	74
○竹崎町長答弁	75
○中原生涯学習課長答弁	75
○坂梨商工観光課長答弁	76
○大岩福祉課長答弁	76
(2) 古村逸男議員第2回目一般質問	77
○中原生涯学習課長答弁	79
(3) 古村逸男議員第3回目一般質問	79
○中原生涯学習課長答弁	80
(4) 古村逸男議員第4回目一般質問	80
○坂梨商工観光課長答弁	81
(5) 古村逸男議員第5回目一般質問	81
○坂梨商工観光課長答弁	81
(6) 古村逸男議員第6回目一般質問	81
○大岩福祉課長答弁	82
(7) 古村逸男議員第7回目一般質問	82
○大岩福祉課長答弁	82
(8) 古村逸男議員第8回目一般質問	82
○大岩福祉課長答弁	82
(9) 古村逸男議員第9回目一般質問	83
○大岩福祉課長答弁	83
(10) 古村逸男議員第10回目一般質問	83
(1) 元山秀志議員第1回目一般質問	84
○竹崎町長答弁	86
○竹田建設課長答弁	87
○井川総務課長答弁	88
(2) 元山秀志議員第2回目一般質問	88
○竹崎町長答弁	88
(3) 元山秀志議員第3回目一般質問	89
○竹崎町長答弁	90
(4) 元山秀志議員第4回目一般質問	90
○竹崎町長答弁	90
(5) 元山秀志議員第5回目一般質問	91

○竹崎町長答弁	92
(6) 元山秀志議員第6回目一般質問	92
7 散 会	93

第3号(9月15日)

1 議事日程	97
2 出席議員氏名	98
3 欠席議員氏名	98
4 説明のため出席した者の職氏名	98
5 事務局職員出席者	99
6 開 議	100

(一括議題＝日程第13まで)

日程第1 認定第1号	平成21年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第2 認定第2号	平成21年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第3 認定第3号	平成21年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第4 認定第4号	平成21年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第5 認定第5号	平成21年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第6 認定第6号	平成21年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第7 認定第7号	平成21年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第8 認定第8号	平成21年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第9 認定第9号	平成21年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第10 認定第10号	平成21年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	100
日程第11 認定第11号	平成21年度芦北町水道事業会計決算認定について	100
日程第12 陳情第6号	橋本川左岸生活道路・通学路の町道認定について	100

日程第13	陳情第7号 町道白木松生線及び庵の山線未改良区間の早期の整備について……………	100
日程第14	議員派遣の件……………	100
	(一括議題＝日程第18まで)	
日程第15	総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出……………	116
日程第16	建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出……………	116
日程第17	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出……………	117
日程第18	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出……………	117
7	閉 会……………	117

平成 2 2 年第 5 回芦北町議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 2 2 年 9 月 1 日

午前 1 0 時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の提案理由説明
- 日程第 5 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 報告第 6 号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

（一括議題 日程第 1 7 まで）

- 日程第 7 認定第 1 号 平成 2 1 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 2 号 平成 2 1 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 3 号 平成 2 1 年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 認定第 4 号 平成 2 1 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 認定第 5 号 平成 2 1 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 認定第 6 号 平成 2 1 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 7 号 平成 2 1 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 8 号 平成 2 1 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 9 号 平成 2 1 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 16 議案第 10 号 平成 21 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 11 号 平成 21 年度芦北町水道事業会計決算認定について
- 日程第 18 議案第 35 号 平成 22 年度芦北町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 議案第 36 号 平成 22 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 37 号 平成 22 年度芦北町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 38 号 平成 22 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 39 号 平成 22 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 40 号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 41 号 芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 日程第 25 議案第 42 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 26 議案第 43 号 町道の路線認定について
- 日程第 27 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- （一括議題 日程第 29 まで）
- 日程第 28 陳情第 6 号 橋本川左岸生活道路・通学路の町道認定について
- 日程第 29 陳情第 7 号 町道白木松生線及び庵の山線未改良区間の早期の整備について

（散 会）

2 出席議員（16 人）

1 番 坂 本 登 君
 3 番 宮 内 道 則 君
 5 番 古 村 逸 男 君
 7 番 草 野 安 道 君
 9 番 元 山 秀 志 君
 11 番 平 松 洋 一 君
 13 番 水 口 宣 之 君

2 番 林 田 燿 宏 君
 4 番 寺 本 順 一 君
 6 番 白 坂 康 浩 君
 8 番 前 田 徹 一 君
 10 番 宮 尾 秀 行 君
 12 番 川 尻 成 美 君
 14 番 岡 部 恵美子 君

15番 寺 本 修 一 君

16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 委 員 長	本 山 嵩 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	井 川 良 一 君	企画財政課長	井 上 民 男 君
田浦基幹支所長	早 川 純 一 君	税 務 課 長	農 中 豊 君
住民生活課長	迫 本 文 雄 君	商工観光課長	坂 梨 優 君
福 祉 課 長	大 岩 憲 治 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
建 設 課 長	竹 田 茂 幸 君	上下水道課長	山 本 正 博 君
教 育 課 長	永 田 光 洋 君	生涯学習課長	中 原 豊 徳 君
会計管理者兼 会 計 室 長	野 口 博 司 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 山 勝 廣 君 次 長（係長） 岡 田 謙 治 君

議 長 諸 般 の 報 告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 南九州西回り自動車道建設促進期成会総会
期 日 平成22年6月3日（木）
場 所 ホテルキング（出水市）
議 題 平成21年度事業経過報告及び収支決算報告
平成22年度事業計画（案）及び予算（案）他1件
原案どおり承認
- 3 水俣・芦北地域振興推進委員会（熊本県）と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
期 日 平成22年7月13日（火）
場 所 熊本テルサ
議 題 「第五次水俣・芦北地域振興計画、平成23年度事業実施計画」説明
地元提案事項
芦北町：「女島活力推進センター（仮称）建設事業」について
他2件提案説明
県側参加者：副知事他各部長及び教育次長
地元参加者：県議2名、各市町長3名、各市町議会議長3名
- 4 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 平成22年7月21日（水）
場 所 国土交通省九州地方整備局（福岡市）
- 5 第四次水俣・芦北地域振興計画推進に関する前期要望活動
期 日 平成22年7月29日（木）～30日（金）
場 所 国土交通省、財務省、環境省他
- 6 熊本県町村議会正副議長研修会
期 日 平成22年8月18日（水）、8月25日（水）
場 所 自治会館（熊本市）

議 題 講演会

「どうなる今後の政局・政治展望」

講師：政治評論家 有馬晴海氏

上記のとおり報告します。

平成22年9月1日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

議員派遣の結果報告

1. 議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目 的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館講堂
- (3) 期 間 平成22年7月14日(水)
- (4) 派遣議員 各常任委員長
- (5) 内 容 講演「マスコミに出ない政治経済の裏話」
講師 政治経済評論家 板垣英憲氏

2. 県町村議会議長会正副議長研修会

- (1) 目 的 第29次地方制度調査会答申を受けての議会のあり方を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館講堂
- (3) 期 間 平成22年8月18日(水)
- (4) 派遣議員 寺本副議長
- (5) 内 容 講演「どうなる今後の政局・政治展望」
講師 政治評論家 有馬晴海氏

上記のとおり、結果を報告する。

平成22年9月1日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第22号
平成22年8月9日

芦北町議会議長 藤 井 公 明 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
同 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成22年8月5日

3. 検査実施日

平成22年8月9日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	2,529,413,501 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	3,752,797,082 円
	歳入歳出外現金	81,437,047 円
	計	6,363,647,630 円
水道事業会計		277,429,544 円

平成 2 2 年第 5 回芦北町議会定例会請願・陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H22. 6. 11 陳情第 6 号	芦北町大字 湯浦 290番地15	代表 湯浦南地区長 宮本東洋男 ほか	橋本川左岸生活道路 ・通学路の町道認定 について	建設経済 常任委員会
H22. 7. 22 陳情第 7 号	芦北町大字 塩浸 283番地	塩浸区長 宮川宣昭 ほか	町道白木松生線及び 庵の山線未改良区間 の早期の整備につい て	建設経済 常任委員会

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成22年第5回芦北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、7番 草野君
及び8番 前田君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、9月15日までとの答申がっております。本日から9月15日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（藤井公明君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

例月現金出納検査結果、議員派遣の結果報告及び閉会中に出席した議長の諸般の報告内容はお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の提案理由説明

○議長（藤井公明君） 日程第4、町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

さて、9月に入りましたが、まだまだ暑い日が続いております。心より残暑のお見舞いを申し上げます。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

本定例会には、まず平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたしますが、すべての数値が前年度より向上し、良好な状態を保持しております。

次に、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、また平成21年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計ほか8件の歳入歳出決算認定及び同水道事業会計の決算認定について、また平成21年度芦北町一般会計補正予算ほか特別会計4件に係る補正予算、さらに芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、このほか芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて、損害賠償の額を定めることについて、町道の路線認定について、合計、報告2件、認定11件、議案9件と合わせて、人事案件1件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

日程第5 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（藤井公明君） 日程第5、報告第5号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 皆様、おはようございます。

報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の監査に付し、議会に報告するようになっております。

平成21年度決算が3回目の報告となりますが、昨年と同様、お手元に資料をお配りしておりますので、その資料を活用しながら説明をいたします。

制度の概要につきましては、資料の1ページ、2ページに記載をいたしております。

まず、健全化判断比率についてですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4つの指標があります。4指標については、その比率により健全段階、早期健全段階があり、早期健全化基準を超えて、早期健全化段階になりますと、財政健全化計画の策定が義務付けられることになります。さらに、

将来負担比率を除いた３指標には財政再生段階があり、財政再生計画の策定とともに起債の制限が出てまいります。

資料の３ページでは、それぞれの指標の対象となる会計の範囲が示してあります。

実質赤字比率は、本町では一般会計、町有温泉事業特別会計及び奨学資金貸付事業特別会計が対象となります。

連結実質赤字比率は、これに加えて水道事業会計を含めたすべての会計が対象となります。

実質公債比率には、一部事務組合が加わり、将来負担比率には設立法人の負債に対する負担見込みが入ってまいります。

それでは、算定しました比率について御説明を申し上げます。

資料の４ページをお開きをいただきたいと思います。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質赤字額及び資金不足がございませんで、赤字比率はありません。

実質公債比率は、その年の標準財政規模に対して一般会計から特別会計、一部事務組合まで含めた地方債償還額等がどのくらいあるか、それを示す指標であります。分母、分子から、その年の交付税算定の際用います地方債償還に係る基準財政需用額歳入額を控除するようになっております。

実質公債比率は、３カ年の平均で求めるようになっております。昨年度の９．２％から１．２ポイント下がりました、８．０％となっております。

実質公債比率につきましては、資料の５ページに比率の減少の主な要因を含め、まとめておりますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

次に、将来負担比率についてです。比率の算定に用いる分母は、実質公債比率と同じく、標準財政規模から地方債償還に係る基準財政需用額算入額を控除したもので、これに対して将来負担額がどれだけあるかを示す指標でございます。

将来負担額については、一般会計の地方債現在高、特別会計、一部事務組合の地方債残高に対する負担見込額、それに全職員が退職した場合の退職手当支給見込額を算定し、さらに設立法人等の負債に対する負担見込額があれば算入するようになっております。

将来負担額からは流用可能な基金の額、地方債償還に際しまして見込まれる特定財源、地方債残高に係る交付税の基準財政需用額算入見込額を控除するようになっております。

将来負担比率は、昨年度の３３．３％から９．９ポイント下がりました、２３．４％となっております。

将来負担比率につきましても、資料の 6 ページに比率減少の主な要因も含めてまとめておりますので、そちらを御参照をいただきたいと思います。

健全化判断比率につきましては、4 指標ともに括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っており、健全段階にあります。

次に、資金不足比率についてですが、地方公営企業法適用の水道事業会計については、貸借対照表にあります流動資産と流動負債の額により算定し、地方公営企業法の適用がない簡易水道事業、農業集落排水事業、生活排水処理事業につきましては、基本的には実質収支額で算定するようになっております。いずれの会計にも資金の不足はありません。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。寺本修一君。

○15 番（寺本修一君） ただいま健全化比率について説明いただきましたが、資料の中にも添付してありますが、平成 20 年度に比べますと、実質公債比率で 1.2 ポイント、将来負担比率で 9.9 ポイントの好転をいたしております。実質公債比率につきましては、元利償還金の減がその要因であるというような資料が添付されておりますが、その将来負担比率の 9.9 ポイントの好転の主な要因は何でございましょうか。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） ただいま御質問の将来負担比率についてでございます。21 年度の比率減少の主な要因につきましては、資料の 6 ページの方に記載をされております。地方債現在高の減ということで、4 億 5,953 万 3,000 円が平成 20 年度と比較しまして少なくなっております。

それと、一般会計起債残高 113 億 1,970 万 6,000 円に対しまして、交付税算入額でございますが、100 億 7,465 万 7,000 円で、89%を交付税で措置がされております。残り 12 億 4,504 万 9,000 円となっておりますが、基金の残高が 37 億 450 万 4,000 円でありますので、将来負担は低くなっております。23.4%でございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君。

○15 番（寺本修一君） 6 ページの方は見ておりませんでしたので、ここに要因は書いてございました。大変結構な比率でございまして、平成 20 年度は実質公債比率は、確か市町村県下 4 位だったろうと思います。それから、将来負担比率につきましては、8 位じゃなかったろうかと思っておりますが、この結果をまだ報告

されたばかりですので、順位もかなり上がってくるんじゃないかなろうかと。かなりと言っても上の方に少ししかございませんけれども、大変結構なことだろうと思います。

そこで、関連してですね、今、課長の方から説明がありましたが、負債残高と基金、負債残高につきましては、累計いたしますと、かなりの金額になっておりますが、翌年度の地方交付税なり、あるいは過疎債等は70%か返ってきますが、それらを相殺してですね、実質的な負債はどれくらいあるのか。それから、貯金にあたります基金は、全部合わせるとどれだけあるのか、どっちがどうなっているのか、その付近の説明をお願いします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 先ほど御回答申し上げたところでございますけれども、起債残高等に対しまして、交付税で措置されます部分を引きますと12億4,504万9,000円でございます。

基金の残高でございますけれども、財政調整基金、それから減債基金、特定目的基金の合計が、平成21年度で29億3,100万円程度基金の方がございます。

基金の方は、37億4,050万4,000円となっておりますので、基金の方が上回っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 負債残高よりもトータルの基金の方が上回っているというような説明でございますので、負債残高の総トータルは150億円近くになりますが、今説明のあったように、返ってくる分がありますので、それをしますと基金の方が上回っているというようなことで、大変結構なことだろうと思います。分かりました。了解しました。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 所管でありますので、決算の委員会ですね、詳細は聞きますけれども、この報告におきましては、健全化判断比率は4項目ということで報告が義務付けられておりますが、財政指標の状況ということになりますと、財政力指数という、これは将来を計算の算定がございますけれども、やはり一番大事なのは、この経済状況の中で税収がどれだけあるのかというのが財政力であろうというふうに思います。このデータによりますと、19年、20年度は、財政力が33から30に落ちておりますが、21年度はいかがなものでしょうか。分かればお願いします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 財政力指数につきましては、21年度で0.3%と、前年度とほぼ変わりません。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これで報告第5号を終わります。

-----○-----

日程第6 報告第6号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（藤井公明君） 日程第6、報告第6号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） おはようございます。

報告第6号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について御説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の第1項の規定により、教育委員会は効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、公表することになっております。

芦北町教育委員会におきましても、平成21年度分の報告書を作成しましたので、今回、議会に報告するものでございます。

配付をしております報告書の3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページと4ページに、事業ごとの評価結果をまとめております。この評価は、A B C Dの4段階で行っております。

教育委員会事務局の評価項目は、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5つの項目でございます。

表の一番右側に教育委員会の総合評価を示しております。全53事業中、A評価22事業、B評価30事業、C評価が1事業、Dの評価はありません。なお、Cの評価の事業につきましては、平成21年度廃止をしております。また、各事業の概要、学識経験者の意見等につきましては、5ページ以降の個別の点検及び評価報告書に記載をしているとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

- 12番（川尻成美君） もう19年から3年目になっております。非常に御苦労されているというふうに思っております。そこでですけれども、評価におきます具現化方策の種類がちょっと変わってきておりますね、今回ですね。その点はもう対比を調べてみればそうなっておりますが、まず評価としてですね、20年度と今年度を比べた場合、上がっておる、BからAに上がっているのが3項目、AからBに落ちている項目が5つございます。総体にすれば、これを数字として評価する場合、落ちているというような評価が厳しくなっているのか分かりませんが、こういうことをすることによってですね、精査できるというふうには思っておりますけれども、予算が付いているのがほとんどでございます、事業ですからですね。しかし、予算がないものも2つございます。要するにソフト事業の面等もございすけれども、まだまだ私としてはですね、ソフト面の評価というのをした方がいいのかなというふうにも感じたところでございます。3日の日に一例をとりまして、そういうことも言うんですけれども、昨年12月にですね、一般質問の場合、この報告を校長会ではどういう報告をしておりますかと言いましたところ、校長会では随時、校長会に関わるものは指示をしているということでございますが、この中で校長会の会の運営のこともありますけど、それ以外にどの項目を校長会に知らしめておられるのか、多分、具体的にはこれは配っておられないというふうに思うんですけれども、それが1点。

そして、郷土愛、公共心の向上の項が今回なくなっておりますね。郷土愛、公共心の向上という具現化の方針の方が今回なくなっております。前回は奨学金貸付事業がこの中に入っております。19年度はまた違う項目がいっぱいあったんですけれども、これは何でかなというふうに思いますが、その2点ほどお伺いいたします。

- 議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

- 教育長（竹浦裕道君） まず1点目の校長会での今回お示ししております事業外での指導ということでございますけれども、定例の校長会におきましては、定例の月1回の管内の教育長会がございす。教職員の服務の問題でありますとか、学校管理上のいろんな総合的な指導の案件でありますとか、多種多様にわたっております。そのようなものを随時、校長会の方で私の方から指導いたしております。

2点目の奨学金貸付事業につきましては、今回も欄が違っておりますけれども、徳育をもとに学力の充実と向上、その事業内の中で一番下の中に入れております。

以上でございます。

- 議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 心の教育ということで、19年度から21年度まで、学校指定研究をいたしております。その部分というのがこの事務事業の上から2番目、教育研究指定校と支援事業、この中に含まれておるということで、そちらの方には入れてないということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） あと1点ですけれども、これは報告ですので、どうのこうの言うつもりはございませんけれども、私、所管じゃございませんので、私の質疑を聞いて、文教厚生委員会でさらに論議を深めてもらいたいなという意味もございまして質疑をするわけですけれども、この15ページにですね、今言われました奨学金貸付事業が予算が2,480万円あった中に、978万円しか貸し付けが実績がなされていないということですね。今年度も2,300万円ぐらい貸付制度を組まれています。要するに借り手がなかったのか、どういうことだったのかというのがこれで実証されると思いますが、なぜこれだけの金額だったのか。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 新しい借り手がございません。少なくなっております。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これで報告第6号を終わります。

-----○-----

日程第 7 認定第 1 号 平成21年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成21年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 3 号 平成21年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第 4 号 平成21年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第 5 号 平成21年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 6 号 平成21年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 7 号 平成 21 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第 14 認定第 8 号 平成 21 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 15 認定第 9 号 平成 21 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第 16 認定第 10 号 平成 21 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算の認定について

日程第 17 認定第 11 号 平成 21 年度芦北町水道事業会計決算認定について

○議長（藤井公明君） 日程第 7、認定第 1 号「平成 21 年度芦北町一般会計歳入歳出
決算の認定について」から日程第 17、認定第 11 号「平成 21 年度芦北町水道事
業会計決算認定について」は、先の議会運営委員会で、一括議題とし委員会付託す
る旨の答申がっております。会議規則第 36 条の規程により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定に
より、提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は提案理由
の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の申し出がっております。質疑はあ
くまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。

質疑はありませんか。平松君。

○11 番（平松洋一君） 失礼しました。

先ほどの件ですが、時間外勤務の報告がなされております。500 時間以上、あ
るいは 700 時間以上がというのが各 1 人おられます。総務の方で、今、委員会で
協議はされるだろうとは思いますが、町長なり、おられますので、お尋ねをしてお
きたいと思いますが、まさに健康上の問題もあり、早急に仕事の分担とか、業務の
改善の見直しを行うなど、適正な定員化に努められたいと監査委員の指摘で、まさ
にそのとおりだと思いますが、まず時間外勤務が増えた理由ですね、なぜこのよう
な状態になっているのか、その理由が 1 点。

それから、700 時間とか 500 時間とかなりますと、労働基準法で定められて
おります年間 360 ですかね、の時間もオーバーしますし、町の条例で職員の勤務
時間等々を定められておりますが、そういうものに抵触はされないのかを含めてで
すね、お答えをいただきたいと思いますが。それから、これをどのように改善をさ

れる予定なのか、これをお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 平松君。委員会付託する予定でありますし、また最終日にですね、委員長報告に対して質疑を求めることになっておりますので、先ほど申し上げましたように、あくまでも大綱的に総括で質疑をするようにと今言っております。ですから、答弁もですね、詳細な答弁はですね、私の方から指示はあまりできませんけれども、総務課長が答弁ができる範囲で、もしできますなら簡潔に答弁を求めます。できるんですか。監査委員のことですから、直接は総務課が介入すべき問題じゃないと思いますが。これはやっぱり最終日に委員長の報告に対して質疑をするのが、私は妥当と思いますがね。答弁できませんよ、監査委員じゃないから。平松君。

○11番（平松洋一君） 監査委員の質疑ではございません。監査委員の指摘について、このような実態があったということですから、総体的にどのような状況かということをお尋ねしたわけです。まず、なぜこのようなことになっているのか。これを見られて、町長に監査委員は結果を出されますので、これを踏まえて、町長の考え、所感をですね、一言述べていただければ、詳細につきましては、また委員会等で報告があるでしょうから、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この件につきましてはですね、総務課長の方に適正化するというところで指示をいたしております。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） この件につきましてはですね、22年度につきまして、この結果を踏まえて私の方でも適正に指導していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 要望でございますけれども、年に1回の重要な決算審査の議会でもありますので、監査委員の出席をやはりするべきではないかと。議会代表の監査委員もおりますけれども、やはり一般の監査委員の出席、これについては是非、この議会に対しては出席方を要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） これは要望ですね。これについては、議長が判断し、検討いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までの審査については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を最終日の本議会において、各常任委員長から報告願います。

-----○-----

日程第18 議案第35号 平成22年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（藤井公明君） 日程第18、議案第35号「平成22年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 9月定例会に提案しております議案第35号、平成22年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。

今回の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,730万円を追加し、予算の総額を9億6,827万4,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の増額による変更でございます。

平成22年9月1日提出、芦北町長名。

主な補正の内容につきましては、配付しております資料により、歳出の方から説明をいたします。

予算書は9ページになります。資料の2ページをお開きください。

まず、款2総務費です。企画費につきましては、補正額はゼロとなっておりますが、予算の総額はそのままで、まちづくり支援事業の補助金の一部を活用し、花による統一感のあるまちづくりを推進するため、花の苗等を配布するため、予算の組換えを行っております。

款3民生費、障害者福祉費の2,47万8,000円は、給付費等の精算に伴う国庫負担金の償還金でございます。

社会福祉施設費の4,84万9,000円は、老人ホームの民間移譲に伴い、建物の表記登記をするため、手数料16万8,000円とスプリンクラー設置をするための工事請負費46万8,000円でございます。

次に、款3民生費でございます。児童福祉総務費の32万4,000円につきましては、保育所の延長保育に係る補助基準額の変更があり、増額をするものでございます。

款4衛生費でございます。保健衛生費総務費の821万円は、妊婦健康審査支援補助金の精算に伴う償還金22万円と、診療報酬返還に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金799万円でございます。

健康増進事業の37万5,000円につきましては、補助金精算に伴う償還金で、健康増進事業で9万3,000円、感染予防事業で28万2,000円でございます。

予算書は10ページになります。

生活排水対策事業の209万7,000円は、農業集落排水事業特別会計で異動による人件費増に伴う繰出金でございます。

款5農林水産業費です。農業委員会費の74万3,000円につきましては、農地利用状況調査の取りまとめを行うための臨時職員を雇用するもので、これに係る社会保険料及び賃金です。

資料は3ページになります。

農業振興費の470万4,000円は、環境対策推進事業補助金と同様の単県事業が創設されたため、予算を組み換えるため、15万円を減額するものです。

また、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金の55万6,000円は、単県事業で自己所有の耕作放棄地解消も補助対象となることから、今回補正をするものでございます。

遊休農地活用イエロープロジェクト事業補助金30万円は、新たに単県事業が創設をされたため、予算を組み換えるものでございます。

企業等農業参入支援事業補助金の300万円は、単県の新規事業に伴い、補助金を追加をいたすものでございます。

園芸新たな挑戦強化対策事業補助金313万5,000円の減額は、新たに創設されたくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金へ予算を組み換えるものでございます。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金413万3,000円は、予算の組み換えと、デコポンハウスの循環扇及び生姜洗浄機購入補助金の追加でございます。

林業振興費の115万3,000円の補正は、今後、水稻、果樹等の有害鳥獣被害防止対策事業補助金に対する要望が見込まれることから追加補正をするものでございます。

治山事業費の93万6,000円は、白木地区の県営治山事業の実施に伴い、用地を取得する必要があるため補正をするものでございます。

予算書は11ページになります。

水産業振興費の９９万２,０００円は、牛の水漁港及び海浦漁港の改良事業補助金の要件が新たに創設され、交付金の１０％以上を水産資源回復として魚介類放流事業補助金に充てる必要があり、補正をするものでございます。

漁港建設費の５７０万１,０００円は、水産資源回復基盤整備交付金の創設に伴い、牛の水漁港浮き桟橋改修工事２１９万２,０００円を減額し、牛の水漁港浮き桟橋設置工事費へ予算の組み換えと事業費の追加をするものでございます。

海浦漁港防波堤補修工事の２４２万５,０００円は、水産資源回復基盤整備交付金の採択により、防波堤の補修工事を追加するものでございます。

款６商工費でございます。観光費の１５４万８,０００円は、ふるさと雇用再生特別基金事業の補助採択により、物産館肥後うららに１名雇用するため、追加をするものでございます。

御立岬公園費の２８６万２,０００円は、６月に発生しました豪雨災害による賠償金でございます。

物産館管理費の１７万７,０００円は、物産館備品の修繕に伴う負担金でございます。

資料は４ページになります。

款７土木費です。土木総務費の２５０万８,０００円の減額は、職員の人事異動に伴い、職員手当及び共済費を減額するものでございます。

水防対策費につきましては、補正額は０円となっておりますが、湯北都市下水路工事３６０万１,０００円から、分水施設実施設計業務委託料に２２８万９,０００円、湯北ポンプ場機械電気設備工事管理業務委託料に１３２万１,０００円を組み換えるものでございます。

予算書は１２ページになります。

款９教育費です。事務局費の１９万５,０００円は、武道必須化及び論語教育導入に向けた先例地視察の旅費でございます。

社会教育総務費の２５０万８,０００円は、県体事務局職員２名を土木費から組み換えるもので、期末勤勉手当と職員共済組合負担金でございます。

公民館費の２０万円は、才木公民館の浄化槽設置に伴う補助金の追加補正でございます。

文化財費の２６万９,０００円は、佐敷城跡駐車場トイレの揚水ポンプの故障に伴う修繕料でございます。

地域活性化センター費の２０万２,０００円は、地域活性化センターの利用者増に伴う清掃委託料の追加でございます。

款１０災害復旧費です。農地災害復旧費の１９万５,０００円は、７月の豪雨に

よる農地小災害３件の復旧事業補助金の補正でございます。

農業用施設災害復旧費の９万円は、農業用施設小災害１件の復旧事業補助金の追加補正でございます。

予算書は１３ページになります。

公共土木施設災害復旧費の９００万円は、河川災害３件の復旧工事の追加でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

予算書７ページ、資料は１ページをお開きください。

款１３国庫支出金、災害復旧費国庫負担金の６００万３,０００円は、河川災害３件分に係ります公共土木施設災害復旧費国庫負担金でございます。

款１４県支出金、民生費県補助金の２１万６,０００円は、延長保育の補助基準額の見直しによる補助金の追加でございます。

農林水産業費県補助金１２９万７,０００円は、農業費補助金４１４万円で、園芸新たな挑戦強化対策事業費補助金２０９万円の減は、予算の組み換えによる減額と農地制度実施円滑化事業の新規の実施による補助金の追加で７４万３,０００円、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金２６３万１,０００円は、予算の組み換え及び補助対象事業の追加でございます。

耕作放棄地解消緊急対策事業補助金５５万６,０００円は、遊休農地活用イエロープロジェクト事業補助金３０万円、企業等農業参入支援事業補助金２００万円は単県事業の創設に伴う補助金の追加でございます。

水産業費補助金８８３万円は、水産資源回復基盤整備交付金で牛の水漁港及び海浦漁港改良工事の補助採択による補助金の追加でございます。

商工費県補助金１５４万８,０００円は、ふるさと雇用再生特別基金事業の補助採択による補助金の追加でございます。

款１７繰入金でございます。老人保健事業特別会計繰入金２８０万８,０００円は、老人保健事業特別会計の精算に伴う一般会計立て替え分の繰り入れでございます。

款１８繰越金２,０８５万５,０００円は、前年度繰越金でございます。

予算書は８ページになります。

款２０町債、災害復旧費債の２９０万円は、豪雨による河川災害３件分の復旧工事費の起債を追加するものでございます。

次に、地方債の補正について御説明を申し上げます。

予算書の４ページでございます。

地方債の変更につきましては、先ほど申し上げました公共土木施設災害復旧事業

に係ります町負担分の財源として290万円を増額するものでございます。起債の目的は、公共土木施設災害復旧事業で補正前の限度額2,660万円を2,950万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、今回の補正の内容でございます。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、2点ほど、款5の方、農林水産課の方ですけども、林業費の中で今回、一般財源からの補正ということでございます。多分、聞き及んでおりますが、シカの被害とか、そういうことじゃないのかなあというふうに思いますが、具体的に担当課から、目の2、4を御説明をいただきたいというふうに思います。

そして、款7土木費の河川ですけども、水防費の中ですね、工事費から委託料に組み換えという御説明がございました。工事費の中で請負金でこれが組まれていて、委託料に変わるということは、ちょっと私としては解せないなあというふうに思います。初めから違うんじゃないのかなあというふうに思いますが、具体的にこの理由を御説明ください。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 農林水産課から説明をいたします。

まず、林業振興費の115万3,000円の有害鳥獣被害防止等対策事業補助金、これは単町事業で昨年から電気柵でございますとか、箱罟の設置に対する補助金を補助事業を創設をいたしました。昨年は実は9月以降、募集をかけた関係で、特に柑橘農家等からの要求がございまして、満額175万円ほどの支出を行いました。ところが、本年は4月早々から募集をかけましたところ、水田を中心に応募が殺到いたしまして、今後の状況を見ましたときに、今後また柑橘を中心として、そういう電気柵等の要望があるだろうというふうなことで、今、当初予算を使いきっている状況でございまして、今後の対応もやはり予算の範囲内で行うということも一つの手で、もうこれで締めきりますということもできるんですけども、それではちょっとやっぱり趣旨に沿わないんじゃないかというふうなことでですね、御相談を申し上げて、今回、柑橘等の要求が昨年の実績から勘案すると、このくらい出るだろうということで115万円ほどを補正させていただいたということでございます。

それと、下段の2の4項の治山事業費につきましては、屋敷野の河川が山腹が崩

壊をしております、もう数年前から危ないということでございました。それを県の土木の方ですか、林務の方ですかというふうなことです、調整をやってきましたところ、今般、治山事業として採択ができるという見込みが立ちました。それで、本年度はダムの部分を行う、そして来年は山腹工を行うという事業を熊本県の方が作っていただきましたので、それに伴いまして、ダムの部分に水田がございまして、その用地買収費についてはその治山事業では対応できないということでございますので、町がその補償を行って、町が受益者となって、その治山事業を行ってもらうという判断で、このような財産購入費を今度要求をしたという経緯でございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田茂幸君） 御指摘の工事請負費から委託料への組み換え分でございますが、まず第1点では、当初予算では建築分の工事管理業務分だけしか組んでいなかったために、今回、機械電気設備の工事管理を新たに工事請負費から組み換えをするものでございます。

第2点で、この組み換えの理由でございます。用地交渉の結果、分水施設につきまして、面積が狭くなったために、その部分の設計業務が必要になったために、今回、ここに組み換えたものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今、款7の方ですけどですね、いわゆる工事費が減額する予定だからという、この予算を使わせてもらうと、こういう話ですかね。

○議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田茂幸君） はい。工事請負費が減額というか、結果的に減額になりますけれども、その部分から委託費の方に回させてもらうということでございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。草野君。

○7番（草野安道君） 款3の社会福祉費で、老人ホームのスプリンクラーが460万円ありますけれども、これは既存で付けてたのか、新規なのか、ちょっとそこあたりを教えていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 今の質問につきまして御回答いたします。

老人ホームスプリンクラーについては、当初で2,000万円ほど上げていたんですが、予算作成時点では簡易型のスプリンクラー、水道管直結型としておりまし

た。しかし、実施設計時点で水圧が水道管直結型では圧がないということでございまして、消防等との協議をしました結果、貯水層及び自家発電機が必要となり、そのための補正予算でございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。坂本君。

○1 番（坂本 登君） 10 ページの農業振興費のところでお聞きいたします。耕作放棄地解消緊急対策事業補助金 55 万 6,000 円とありますが、もう今後、耕作放棄地の問題はもう本当に出てくるし、考えるべきものだと思います。この解消緊急対策事業というのは、具体的にどういうものを今なさっていらっしゃるのか、ちょっと説明をいただきたいなと思います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えいたします。

まさしく耕作放棄地の復元に対する補助でございまして、これには国の補助金と県の補助金がございます。大まかに言えば、国の補助金は農用振興地域内における耕作放棄地の解消、熊本県が行う事業は農用地区域外の農地の解消というふうな大きなすみ分けがございますが、国の方では自作地の解消は対象にしないと、ともかく第三者が借りて、そこを解消するというふうな事業にはお金を出す。ところが、熊本県の場合は、自己対象地でも出すというふうなことでございまして、10 アール当たりの交付単価が2万円から3万円という、その条件で異なっております。それで、今回は6件の方々が2.4ヘクタールほどを解消するという希望が上がってまいりましたので、このような措置をさせていただきました。これは100%、国・県からの交付金で賄う事業でございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） この耕作放棄地の問題は必ず出てくるといいますので、町としてもですね、今からこの耕作放棄地の活用、またそういった問題も私もしっかり勉強して、今後取り上げていきたいといっていますので、今日こういう予算審議の場でですね、言うことじゃないと思いますが、町としても今のこの100%国・県の補助ということだったんですけど、町としても何ができるかということを検討していただいて、私もしっかり勉強していきたいと思っています。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 農林水産課といたしましては、昨年ですね、芦北町に耕作放棄地対策協議会というものを立ち上げましてですね、それでいろいろと検討を進めているところでございます。それで、昨年は一体町内に全体どれだけの耕作

放棄地があるかという調査を臨時職員を4名雇いまして、つぶさに見て回りました。その結果、もう既に山林化しているものがほとんどなんですけれども、台帳面積で750ヘクタールというふうな放棄地が出てまいっております。そのうちには先ほど申し上げましたような、もう完全に山と化しているところがございますので、実際復活できるのはその何分の1というふうな程度でございますけれども、それをどうやっていくか。例えば、放牧事業を行うとか、そのようなことで対応をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御提言等をいただければ幸いに思います。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 説明資料のこれは3ページ、農業振興費の中に企業等農業参入支援事業というのがございます。具体的に御説明をいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 御説明いたします。

これも熊本県が創設をした事業でありまして、町や県と地域調和等に関する協定をその企業が締結をして、なおかつ一定の雇用を伴って、新規に農業参入をした企業等の初期経費、ですから機械の購入費でありますとか、その試験栽培に要する経費でありますとか、そのようなものを補助をするということでございまして、補助の限度額が500万円でございます。補助事業が県が3分の1、町が6分の1ということで、約半分を助成をするというふうな事業でございまして、対象の会社が吉永商会さんと、JAが設立をいたしました株式会社それいゆアグリ、この2社を考えておるということでございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 事業内容はどのようなものですか。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） ですから、先ほど申し上げましたように、農業に参入する企業が初期投資に必要な費用を助成する。ですから、初期投資に機械を買う、それとか種子を入れるときの、そのいわゆる種子代ですね、そのようなことに使う経費ということでございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 4ページの地方債の補正、起債の方法、証書借入または証券発行の方法により借り入れるというような表現になっておりますが、これまで証券発行の例はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 答弁準備のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 10 分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁準備はできましたか。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 先ほどの御質問に回答いたします。

証書借入はございますけれども、証券発行はいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4 番（寺本順一君） 毎回、この表現を見まして、どうも今まで事例もないし、今後
も恐らくないんじゃないかというような気持ちをもっております。できれば、よそ
の町村あたりも調査していただいてですね、この文言を削るなり、あるいはどうし
ても必要ということであれば、このままでようございますけれども、是非、御検討
方、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○11 番（平松洋一君） 後ほど、議案の第 42 号にも出ておりますが、損害賠償の額
を定めることについてと、どちらでこれは説明があるか、後ほどあるのかなと思い
ましたが、予算の中に豪雨災害賠償金という金額がございます。このどのような実
態なのか、詳細に説明をいただいて、そしてこの予算の金額を具体的にどのように
積み上げられたのか御説明をいただきたいと。

それから、もう 1 点は要望なんです、この数字的なものではございませんけ
ど、この予算書の一番最後、地方債の前々年度末における、やっぱり文言的にです
ね、毎回毎回このような形で出てきますが、この用紙 1 枚これを外しますと、これ
はいつのやったっかいと、まず分かりません。だから、こういうところはあくまで
要望なんです、詳細のこれは前々年度ですから 20 年度末における現在高並び
に、前年ですから 21 年度末及び当該年度 22 年度末、このような数字を入れられ
た方がいいんじゃないかと思えますけど、事務局方で御検討いただいて、訂正でき
るものなら訂正いただきたい。中の区分の欄も一緒です。前々年度末現在高、これ
だけこの用紙に綴じとって初めて分かりますが、これだけ外したらまず分かりませ
んね。いつのやったっかいとなりますので、こういうところは数字を入れられて、
毎回毎回作られればいかなものかなと、これは要望ですから、先ほどの件をお願い
します。

○議長（藤井公明君） 後段の分は要望です。検討します、執行部の方で。井上企画財

政課長。

- 企画財政課長（井上民男君） 地方債の前々年度末現在高等の御指摘がありました
が、一応これにつきましては、様式に則り表記をいたしております。ただいま御質
問がありました部分につきましてを検討をいたしたいというふうに思います。

以上です。

- 議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

- 商工観光課長（坂梨 優君） 御説明いたします。

6月29日に田浦観測所の統計によりますと、田浦地域に190ミリ、時間雨量
46ミリの雨が降ったということでございます。賠償の内訳でございますけれど
も、果樹32本、156万7,700円、水槽3基、62万8,000円、小屋1
基、20万2,000円、モノレール布設替え、46万4,100円、トータル、2
86万2,000円の額でございます。

以上でございます。

- 議長（藤井公明君） 坂本君。あと1回ですから、続けてできたら質疑をしていただ
きたいと思います。坂本君。

- 1番（坂本 登君） 何せ初めての議員なので、ちょっと先ほど一緒に聞くというこ
とが分からなかったもので、一つずつになって、どうも申し訳ありません。

農業振興費の振興策ということで、この補正予算の金額等を審議する場だとは思
うんですけど、私の場合、ちょっと分からないことが多いものですから、先ほどの
ページの振興費のところ、園芸新たな挑戦強化対策事業、またその下のくまもと
稼げる園芸産地育成対策事業という、この振興事業と思うんですが、この内容をど
んなものなのか、また県の事業なのか、町としてもこういうことに取り組んでおら
れるのかお聞かせいただきたいなと思います。

- 議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

- 農林水産課長（柳田豊彦君） まず申し上げておきますけれども、昨年まで、これは
熊本県の単県事業でございまして、昨年度まで園芸新たな挑戦強化対策事業と申し
ておりました。これがリニューアルをされて、22年度からくまもと稼げる園芸産
地育成対策事業というふうに名称が変わって、内容が充実してきたということでご
ざいまして、事業の概要につきましては、野菜、果樹並びに花卉などについて、気
候温暖化や燃油、資材等高騰をはじめとした厳しい状況下で、産地間競争に打ち勝
ち、園芸産地の維持発展を図るための施設、機械、基盤整備などを支援をして、稼
げる園芸産地を育成するというところでございまして、熊本県が全体事業費の3分の
1、町がそれに事業によって3分の1から6分の1の上乗せをするという事業でご
ざいまして、今回は年度当初ではリニューアルされることが分かりませんでしたの

で、園芸新たな挑戦強化対策事業ということで、当初予算では花卉の平棚でありますとか、防風・防鳥ネットを予算要求をしておりましたが、それを今回この新たな事業の方に組み換えた、そしてなおかつ、先ほど財政課長の方から説明がありましたように、デコポンの高品質化を目指す循環扇の導入、それと昨年から産地化を目指して頑張っております生姜の取り扱いにつきまして、その洗浄機が必要だというふうな要求がございましたので、その事業を追加をして、新たな事業費として補正予算をお願いをしたということであります。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

訂正があるそうです。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 先ほど、補正予算の中で説明をした中で、3点ほど、用語と数字が違ったところがあったので、訂正をさせていただきたいと思います。

予算書の7ページの農林水産業費県補助金、その中の農業費補助金の中で「園芸しんたな」というふうに御説明を申し上げましたけれども、「園芸あらたな」が本当でございますので訂正をさせていただきたいと思います。

それから、この欄の1,297万円の補正額を129万7,000円と答弁をいたしております。訂正方、お願いいたします。

それから、11ページの款7水防対策費の中で、委託料の361万円、これも36万1,000円と説明をいたしておりますので、申し訳ございませんが、訂正方、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ただいま訂正がありました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第36号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

○議長（藤井公明君） 日程第19、議案第36号「平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） おはようございます。

議案第36号、平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ5,604万2,000円を追加し、総額を32億6,767万3,000円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算にそれぞれ406万円を追加し、総額を5,666万7,000円とするものでございます。

事業勘定の歳出から御説明いたします。

11ページをお開きください。

款1 総務管理費の一般管理費93万1,000円の減額につきましては、6月議会で御承認いただきました職員の産休に伴う臨時職員の共済費、賃金でありましたが、後任に正職員の配置が行われたことにより減額するものです。

款2 保険給付費の退職被保険者等高額療養費618万9,000円につきましては、高額療養費の不足分を措置するものです。

款6 老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金243万9,000円及び老人保健事務費拠出金5,000円の減額につきましては、平成22年度拠出金確定に伴うものです。

款7 介護納付金1,628万7,000円につきましては、平成22年度介護給付金の確定に伴う増額分です。

款9 保健事業費の特定健康審査等事業費129万2,000円につきましては、国の施策である医療費の抑制対策としまして、レセプト点検における多受診及び薬の重複している被保険者を抽出し、訪問指導を行い、併せて健康指導や健康受診につながる活動を実施するための臨時事務補助員賃金、訪問指導用自動車借上げ等です。

12ページをご覧ください。

款12 諸支出金の償還金3,077万1,000円につきましては、平成21年度特定健診療養給付費等負担金等の実績に伴う国・県等に対する精算償還金です。

次に、歳入につきまして説明します。

10ページをお開きください。

款3 国庫支出金の療養給付費等負担金636万6,000円につきましては、医

療費の確定に伴う定率の国庫負担金の増額分です。

同じく特定健康審査等負担金 67 万 3,000 円につきましては、特定健康審査及び特定保健指導実施基準の変更により増額されたものです。

同じく項の 2 国庫補助金の普通調整交付金 131 万円につきましては、医療費の確定に伴う定率の国庫補助の増額分です。

同じく特別調整交付金 129 万 2,000 円につきましては、歳出の 9 款で説明しました特定健康審査等事業費に係る国保保健指導事業に要する費用を交付金で受け入れるものです。

款 4 県支出金の特定健康審査等負担金 67 万 3,000 円につきましては、国庫分と同様、特定健康審査及び特定保健指導実施基準の変更により増額されたものです。

款 5 療養給付費交付金の現年度分 618 万 9,000 円につきましては、歳出の 2 款で説明しました退職被保険者等高額療養費の負担分を被用者保険等の保険者から受け入れるものです。

同じく過年度分 241 万 3,000 円につきましては、平成 21 年度退職者療養給付費等交付金の確定によるものです。

款 10 繰越金 3,712 万 6,000 円につきましては、不足財源を前年度繰越金で調整するものです。

次に、直営診療施設勘定につきまして、歳出の 14 ページをお開きください。

款 1 総務費の一般管理費 406 万円につきましては、レントゲン現像機の故障により新たに購入する備品購入費 62 万円と、平成 21 年度分の精算として診療日数が予定より減少したことによる僻地医療運営補助金償還金 344 万円です。

歳入につきまして、13 ページをお開きください。

款 1 診療収入 393 万円の減額につきましては、平成 21 年度の診療報酬で医師不在時の薬等の処方について、九州厚生局の個別指導によって返還の指導を受けましたので、平成 22 年度において診療報酬の請求と相殺する形で返還するものです。

款 4 繰入金 799 万円につきましては、不足財源を一般会計からの繰入金で調整するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 事業勘定の中の款 2 の保険給付費ですけれども、高額医療費ということで 618 万 9,000 円出ておりますけれども、この高額医療費という

中で、どういう病気が発生して、こういう補正になったのか。そして、その他の財源で補うわけですが、その他の財源というのは・・・からの負担という、そういう項目ですかね。先ほど説明がほかの科目であったんですが、御説明をお願いします。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 高額療養費の件ですけど、詳細の詰めは一件一件行っておりませんが、透析等による患者とか、最近のこの病気の形態ががん等の手術等で経費が嵩んでいったんじゃないかと推測しております。

○議長（藤井公明君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 31 分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 再開します。

迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） その他の財源は患者負担となります。

○議長（藤井公明君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 35 分

-----○-----

○議長（藤井公明君） それでは、再開します。

答弁を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） すみません。先ほどの答弁、間違っておりました。

11 ページの保険給付費のその他の財源としましては、健保組合等からの負担金でございます。失礼しました。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第37号 平成22年度芦北町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井公明君） 日程第20、議案第37号「平成22年度芦北町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 議案第37号、平成22年度芦北町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ286万5,000円を追加し、総額を316万5,000円とするものでございます。

歳出について、7ページをお開きください。

諸支出金の償還金5万7,000円につきましては、平成21年度老人保健交付金の医療費分の確定による精算金です。

同じく項2の繰出金280万8,000円につきましては、平成21年度中の国費、県費の医療給付費が概算交付されず、一般会計から補っていたため、平成22年度に精算して一般会計へ繰り出すものです。

次に、歳入について、6ページになります。

款5諸収入の雑入286万5,000円につきましては、歳出で説明しました平成21年度中の国費、県費の医療給付費負担金等です。

以上で説明を終わります。よろしく御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり

り可決されました。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 3 8 号 平成 2 2 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（藤井公明君） 日程第 2 1、議案第 3 8 号「平成 2 2 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 議案第 3 8 号、平成 2 2 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 1 9 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 8 億 8, 1 2 5 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

歳出について、7 ページをお開きください。

款 5 諸支出金の償還金 1 9 5 万 4, 0 0 0 円につきましては、平成 2 1 年度介護給付費等の実績に係る国・県支払基金に対する精算償還金です。

次に、歳入につきまして、6 ページになります。

款 4 支払基金交付金の介護給付費交付金 1 5 2 万 1, 0 0 0 円につきましては、平成 2 1 年度介護給付費等の実績に係る支払基金からの精算交付金です。

款 7 繰越金の 4 3 万 3, 0 0 0 円につきましては、不足する財源を前年度繰越金で調整するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 8 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 3 9 号 平成 2 2 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

○議長(藤井公明君) 日程第22、議案第39号「平成22年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。山本上下水道課長。

○上下水道課長(山本正博君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第39号、平成22年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ209万7,000円を追加し、予算の総額を2億1,379万7,000円とするものでございます。

補正の理由は、定期の人事異動に伴い、人件費の不足額を補正するものでございます。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

目1農業集落排水事業総務費の補正額209万7,000円は、給料56万8,000円、職員手当等126万8,000円、共済費26万1,000円でございます。

財源につきましては、6ページのとおり、一般会計繰入金209万7,000円を充てています。

以上で説明終わります。議決いただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(藤井公明君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤井公明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤井公明君) 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤井公明君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第40号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第23、議案第40号「芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） おはようございます。

それでは、議案第40号、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、年々減少する消防団員の確保対策として、火災時などに限定して出動する消防団員、いわゆる機能別消防団員の制度を導入することに伴い、本条例別表第1、報酬費用弁償の表に、その団員の年報酬額1万円を追加するものでございます。

なお、平成22年度分の支払いにつきましては、年度途中からの導入になりますので、附則において、第2条の規定に関わらず設置された月分から月割りで計算して支給することとしており、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とするものでございます。

また、通常の団員を基本団員、今回導入する制度による機能別消防団員を特別団員として区別をしております。

本町の消防団員は、過疎・高齢化などの進展に伴い年々減少しており、正規の基本団員は合併時732人おりましたが、現在では104人減の628人という状況です。居住地を離れて町外に勤務する団員も増加しており、地域によっては積載車や小型ポンプなどの機材はあっても、消防団員が仕事で不在のため、消防署などが到着するまでの間、消火活動ができないといったこともあり、今回この機能別団員の制度を導入するものでございます。

計画としましては、井牟田、横居木、古石、丸米、大野、告、吉尾、大岩、大尼田などに18人、今年度設置する予定でございます。

それでは、特別団員について御説明いたします。特別団員は、元消防団員で経験年数5年以上を有する者を任命するものとし、居住地の分団に所属し、管轄区内で発生した火災に出動し消火活動を行うものです。大災害は別として、原則、通常の風水害や年末警戒、基本団員が行う通常の訓練への出動はありません。年齢の制限については、基本的に65歳以下を考えております。また、その処遇については、報酬を今回の提案のとおり、年1万円、費用弁償として出動時に1,000円、退職報償金については基本団員と同様に熊本県市町村総合事務組合非常勤消防団員退職報奨金支給条例の定めるところによるものとします。公務災害については、熊本

県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の定めるところによるものとします。

以上で御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 非常にいい取り組みかなというふうにはございますが、規則等で今度定められるんですか、今言われた項目はですね。条例ではうたわんでもよかですけども、規則であると明確にしとかにゃいかんというふうに思いますが、団員離れがあつて、こういう何か聞いたところによりますと、あまり役場に近いところの機能別消防団員には該当しないとか、そういう規則もあるというふうに聞いておりますが、細かくは常任委員会で聞きますけれども、町長にちょっとお尋ねしますけれども、このことを機能別消防団をつくったことによってですね、良くなるのは良くなるかもしれませんが、初期消火におきましてですね。本団員が何か今度に入りづらい面とか、そういうのはどんなですか。やる気をなくすとか、そういう関係はありませんかね。どう思われますか。デメリットの方もちょっと考えた方がいいかなという、良い方向だけじゃなくして、今ある消防団員の処遇とか、そういう感じにおいてのですね、対比も必要かなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この件につきましては、消防団長及び幹部とも協議をしながら進めてきたものでありまして、消防庁長官の通達によりまして、全国的にこの制度が導入されるということでございまして、今御指摘の点につきましては、これを運用する中で解決をしていきたいと、良い方向を目指していきたいというふうに考えます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） これは報酬費用弁償と書かれた方がいいんじゃないかなと思いますけど、この報酬額の上にですね。

○議長（藤井公明君） 川尻君。これは質疑として答弁を求めるんですか。

○12番（川尻成美君） いいえ。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第24 議案第41号 芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第24、議案第41号「芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 議案第41号、芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて。

芦北町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定めるものとする。平成22年9月1日提出、町長名。

芦北町過疎地域自立促進計画を定めるには、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を得る必要がありますので、これを提案するものでございます。

本計画の策定につきましては、平成17年度から平成21年度までの5カ年の後期計画が策定をされておりましたが、本年3月に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、平成22年度から平成27年度までの6年間の計画を策定するものでございます。

なお、計画書につきましては、先の全員協議会で御説明を申し上げておりますが、要望のありました過疎地域の指定要件につきましては、お手元に資料を配付しております。

よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これは執行部から説明がありましたように、先に開催いたしました全員協議会において、詳細に説明を受け、さらに一部訂正を含め、資料を配付しておりますことを申し添え、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第25 議案第42号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第25、議案第42号「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 議案第42号、損害賠償の額を定めることについて。

平成22年6月29日、御立岬公園内において、大雨による土砂崩れが発生し、次の者の樹園地に被害を与えたので、これに対する損害を次のとおり賠償するものとする。平成22年9月1日提出、芦北町長名。

損害の相手方、芦北町大字田浦3539番地、山下俊一氏。損害賠償の額、286万1,800円。

提案理由といたしまして、損害賠償の額の決定については、地方自治法96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

損害の内容を申し上げます。先ほど補正でも説明いたしましたけれども、去る6月26日に田浦観測所の統計によりますと、田浦地域に190ミリ、時間雨量46ミリの集中豪雨がありました。これに伴いまして、田浦御立岬公園内の法面が崩壊し、下方にある隣接する山下俊一氏の果樹園を直撃し、果樹施設に被害を与えたものでございます。

損害の賠償額内訳でございしますが、果樹、これはデコボンでございまして、32本、156万7,700円、水槽3基、62万8,000円、小屋1基、20万2,000円、モノレール布設替え45メートル、46万4,100円でございます。

この補償額の積算根拠といたしまして、九州地区用地対策連絡会の損失補償算定標準書の補償基準並びに建物補償標準単価表及び見積書により算定いたしました。

以上、提案いたしました。御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○12番（川尻成美君） これについてはどうこういうことじゃなくてですね、関連で

すけれども、これがあって、そして今度、町の財産が崩壊したわけですから、これに災害が今度また起きないために、工事復旧があると思うんですが、その予算につきましてはまだ補正予算には組んでなかったですかね。今後どういう見込みなのかお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） その件につきましては、今現在、公園施設内の災害にかかるかどうか、今現在、県の方と一応調整中でございます。また、業者の方にどういった方法で施工したらいいのかどうかということについては、今現在、崩落した分については草木等の分は自然に生えております。今後、それがそのままいいのかどうかということを十分検討しながら、今後また議会に提案するかどうかというのを検討したいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第26 議案第43号 町道の路線認定について

○議長（藤井公明君） 日程第26、議案第43号「町道の路線認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹田建設課長。

○建設課長（竹田茂幸君） 議案第43号、町道の路線認定についてを御説明申し上げます。

本件は、給食センター建設に伴い、道路が必要となり提案するものでございます。

中程の表をご覧ください。

路線番号408、路線名、五本松2号線、起点、大字花岡字五本松、終点、同じ

でございます。

位置図を２ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で説明を終わります。御議決のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第４３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

ここで議案を配付します。

〔議案配布〕

○議長（藤井公明君） 配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配布漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第２７ 諮問第４号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第２７、諮問第４号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

町長の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦３３３５番地、氏名、西村文美。

この件につきましては、平成２２年１２月３１日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために当議会に提案させていただくものであります。

西村文美氏でございますが、平成１０年１１月から法務大臣に人権擁護委員として委嘱され、現在４期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望

も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり答申することに決定しました。

-----○-----

日程第28 陳情第6号 橋本川左岸生活道路・通学路の町道認定について

日程第29 陳情第7号 町道白木松生線及び庵の山線未改良区間の早期の整備について

○議長（藤井公明君） 日程第28、陳情第6号「橋本川左岸生活道路・通学路の町道認定について」の陳情書と、日程第29、陳情第7号「町道白木松生線及び庵の山線未改良区間の早期の整備について」の陳情書については、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題となりました陳情第6号と陳情第7号は、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、常任委員会におきましては慎重な審査を実施され、その結果を委員長から報告願います。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前11時59分

平成22年第5回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成22年9月3日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 一般質問

（散 会）

2 出席議員（15人）

1番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 藤 井 公 明 君

2番 林 田 燿 宏 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 水 口 宣 之 君
15番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（1名）

10番 宮 尾 秀 行 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	本 山 嵩 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	井 川 良 一 君	企画財政課長	井 上 民 男 君
田浦基幹支所長	早 川 純 一 君	税 務 課 長	農 中 豊 君
住民生活課長	迫 本 文 雄 君	商工観光課長	坂 梨 優 君
福 祉 課 長	大 岩 憲 治 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
建 設 課 長	竹 田 茂 幸 君	上下水道課長	山 本 正 博 君
教 育 課 長	永 田 光 洋 君	生涯学習課長	中 原 豊 徳 君
会計管理者兼 会 計 室 長	野 口 博 司 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 山 勝 廣 君 次 長（係長） 岡 田 謙 治 君

平成22年第5回定例会一般質問通告表

質問順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	川尻 成美	1 道徳教育充実への取組みについて	政府の行政刷新会議が昨秋行った事業仕分けの結果、これまで道徳教材として小中学生に無償配布していた「心のノート」が、平成23年度から希望校での使用に変わるとのことである。 ① このことを町教育委員会としてどう受け止めているのか。 ② 「心のノート」によるこれまでの道徳教育の成果を町教育委員会として検証してきているのか。 ③ 「本町小中学校における道徳教育の現状からみて、その充実はどう取組むか。」を町教育委員会の会議でどのような決定をして、どう取組むのか。	教育委員長 教育委員長 教育委員長
		2 民生・児童委員の役割、活動状況とその成果について	ひとり暮らしの高齢者や生活保護、母子家庭等が年々増加して、社会福祉活動における民生・児童委員の役割が更に重視されている。 ① 本町における民生・児童委員の活動の実態をどう把握して、助言、指導等行っているのか。 ② 町の助言や指導の具体的成果をどう捉えているのか。 ③ 近く任期満了、任命替えとなるが、その推薦がスムーズにできる見込みであるのか。	町 長 町 長 町 長
2	坂本 登	1 生活道路の拡幅・整備及び防災対策について	① 県道越小場湯浦線の道路拡幅。(古道公民館前周辺) ② 黒岩上原線の道路整備、落石防止対策。 ③ 海路上原線の道路整備、落石防止対策。	町 長 及び 担当課

	④ 内木場線の道路整備、 拡幅、災害防止対策はど うなっているのか。	
2 国民健康保 険事業について	① 国保税の収納率はいく らか。収納率はあがって いるのか。下がっている のか。 国保の加入者及び世帯 数。医療費、保険料の額 が他町村と比較してどの ようになっているのか。 国保税の滞納世帯はど のくらいか。滞納の結 果、保険証が発行されて いない世帯がどのくらい あるのか。また、資格証 明書しか発行されていな い世帯はどの程度あるの か。 ② 国保世帯の中で水俣病 医療手帳、保健手帳の保 持者数はいくらか。ま た、医療費の本人負担分 については、国、県で持 つということだが、どの 程度か。 国保会計の中で、国庫 支出金はいくらか。う ち、水俣病被害者が多発 している地域に特別に來 る補助金はどのようなも ので、金額はいくらか。	町 長 及 び 担当課
3 芦北町木造 住宅建築支援事 業補助金交付制 度について	① 芦北町木造住宅建築支 援事業補助金交付要綱で は、町産材を使用した住 宅を建築する者に対し、 補助金を交付するとある がどのような内容か。 町内で1年間で新築さ れる家屋の戸数はいくら か。うち補助金要綱が適 用される建築対象は何戸 で金額はいくらか。 ② 町民が住宅の耐震工 事、リフォーム等の住宅 の新築、改装工事等が地 元産材に限らず出来るよ う町で補助金を出すよう な制度をつくるべきだと	町 長 及 び 担当課

			思うが如何か。	
		4 芦北町中小建設業振興条例の制定について	① 財政危機、長引く不況の中、地元建設業への深刻な影響や雇用の縮小などどう打開すべきと考えているのか。 ② 中小建設業振興条例等を制定し、小規模・維持修繕公共工事発注を地元業者に優先的に行くような対策を講じるべきと思うが如何か。	町 長 及 び 担当課
3	古村 逸男	1 平成23年度開催の県民体育祭にかかる町の対応について	① 各競技会場の整備はどのようにするのか。 ② 競技選手、役員等の受入れ体制はどうか。 ③ 特産品等、町のPRはどのように考えているのか。	町 長 及 び 担当課
		2 老人ホーム民営化について	① 民営化検討委員会の現在までの経過について。 ② 今後は町として民営化をどのように進めるのか。	町 長 及 び 担当課
4	元山 秀志	1 県道田浦港線の進捗状況と松ヶ崎地域の今後の計画について	① 平成19年3月定例会一般質問の答弁で平成23年度完成予定との説明であったが、現在の進捗状況はどうなっているか。 ② 御立岬海水浴場ならびに鶴ヶ浜海水浴場との関係から特色ある運営が望まれるが、これまでにどのような協議がなされたか。 ③ 松ヶ崎海水浴場周辺の今後の利用計画はどうなっているか。	町 長 町 長 町 長
		2 防災対策について	① 本町の消防団員定数は類似団体と比較してどうか。 ② 消防団員確保のために、どのような対策を講じているか。 ③ 消防団員の居住地及び	町 長 町 長 町 長

			就業地の現状から町内各事業所との協力体制が必要と考えるが、「消防団協力事業所表示制度」導入の考えはないか。 ④ 「機能別消防団員制度」は団員確保に有効と考えるが、今後の計画はどのように考えているか。	町 長
--	--	--	---	-----

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

宮尾君から欠席届が出ております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は4人です。通告表はお手元に配付しております。質問時間については従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。

質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明解かつ簡潔に求めます。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さん、おはようございます。

9月も過ぎたわけでありますが、連日35℃以上の猛暑が続いております。熱中症あるいは農作物への被害も懸念されます。そういう中、お見舞いを申し上げる次第でございます。

また、そういう中で、6月も、またこの9月も傍聴いただきまして、身の引き締まる思いでございます。議員としての、期待をされる議員活動、そして議会活動もしっかり精進したいというふうに思います。傍聴にお出でいただきました方々、御意見等がありましたら、下に意見箱がございますので、御意見くだされば幸いかと存じます。

それでは、本定例会において、通告しております2つの問題、1つは道德教育の充実への取組みについて、2つは民生委員、児童委員の役割、活動状況とその成果について、教育委員会と町長それぞれに答弁を求めます。

国政は民主党政権になり1年が経過しようとしております。政府の行政刷新会議が始まり、昨年秋行った事業仕分けによる平成22年度予算は各省庁、見直しをされた事業も多く見受けられました。事業仕分けの結果、改正の一例として、文部科学省が平成14年度から道德教育の教材として、すべての小中学生に無料配布しておりました心のノートが平成23年度から希望校のみの使用に変わるとのことであ

ります。改めてこの心のノートを購入して確認をしました。これがその心のノートでございます。小学１・２年生、３・４年生、５・６年生、中学生と、もう中も拝聴しましたけれども、ノート式になっており、大変素晴らしいものと拝聴いたしました。そして、この利用希望校が国の予算などを超過した場合、これまでは無料でしたが、異なり、自治体が一定の経費を負担することもあり得るということでございます。

そこで、質問の第１点は、このことを教育委員会としてどう受け止めているのかであります。実際問題として、教育委員長、教育長は、この情報をいつ得られて、いつの教育委員会定例会で報告し、説明されてこられたのか。また、これに対し、芦北町教育委員会として、この受け止めをどうするのか、５名の教育委員で検討し、協議をされたのか質問いたすものでございます。

第２点は、この心のノートによるこれまでの我が芦北町の道德教育の成果を、教育委員会として検証してこられているのか質問するものであります。

第３点は、本町小中学校における道德教育の現状から見て、その充実にどのように取り組まれているのかを教育委員会の会議でどのような決定をされ、どう取り組まれているのか質問するものであります。

次に、第２の質問は、民生委員、児童委員の役割、活動状況とその成果についてであります。我が国全体が、そして本町もひとり暮らしの高齢者が多くなり、また生活保護、母子家庭等々、年々増加傾向であります。社会福祉活動における民生委員、児童委員の役割がさらに重視されております。たまたま朝日新聞の８月２８日の２面でございますが、これでございますけれども、通告した後に入手したものでございますが、読者が今聞きたい質問に分かりやすく答えるとして、「ニュースが分からん」の欄に、「民生委員って何をしているの」の記事が掲載されているのに気づきました。もっともな質問であります。そこで、まず民生委員としての適任者を厚生労働省に推薦する町長として、民生委員の役割、仕事の基本は何なのか、町長の認識をお尋ねして、以下、質問をするものであります。民生委員は、児童委員を任命されることに法律で決まっておりますが、本町の民生委員、児童委員の方々の具体的活動の実態を、町長としてどう把握して、助言なり、指導なりなされておられるのかであります。また、町としての助言や指導の結果、具体的成果をどう捉えているのか、第１点、２点の質問であります。

第３点、民生委員、そして児童委員の任期満了による任命替えの時期になって、その作業が進められている時期と聞いておりますが、今申し上げた朝日新聞の記事の中に、仕事が増えることなどから、民生・児童委員の引き受け手が減っている。自治体ごとに決められている定数を埋められない自治体が広がっているとありま

す。民生・児童委員としての適任者として推薦された方々が気持ちよく就任され、意欲的な仕事をなされるようあってほしいものであります。そこで、念のために質問しますが、本町の場合、今回の任命替えにあたっての国への推薦がスムーズにできているのかであり、その見通しを質問するものであります。

以上、登壇しての1回目の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） それでは、町長答弁に関するお尋ねについてお答えをいたします。

本町における民生・児童委員の活動の実態等々のお尋ねでございますが、民生・児童委員の皆さんには、社会奉仕の精神をもって、地区住民の身近な相談相手として、生活上の悩み事の相談、助言等の役割を担っていただいております。その献身的活動に大変感謝をしております。なお、実態把握、助言・指導等に係る質問と、任期満了に伴う推薦事務等につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 次に、本山教育委員長。

○教育委員長（本山 嵩君） 川尻議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、いつ情報を入手したかということでございますが、私どもは直接、情報を得る場面というのは、新聞報道、それからテレビの報道等しか持ち合わせておりませんので、私が直接把握をいたしましたのは、新聞報道によります、こういう方向であるという、昨年10月だったかと思いますが、そういう時点で報道がなされた段階でございます。

また、教育委員会でそれについてどのように協議をしたかということでございますが、確定をした段階ではございませんし、国の情報でございますし、また予算関係がどんなふうになっているかもまだ見えておりませんので、現在まで教育委員会として会議を、方向性を協議をしたことはございません。その段階でお答えを申し上げます。

学習指導要領では、道徳の授業時数が小中学校ともに35時間設定をされております。文部科学省が平成14年4月から取り組んでおります、この心のノートの授業につきましては、今後何らかの方策がとられるというふうに考えております。希望校の希望等につきましても、今後なされるものというふうに思いますけれども、もしそういう情報が、希望を募ることが出てまいりましたら、積極的に希望し、それぞれの子どもたちに遺漏がないように対応してまいりたいというふうに考えております。また、場合によりましては、電子データ等での配信等も考えられるのではないかと考えているところでございます。

次に、心のノートによります、これまでの道徳教育の成果についてでございます

が、心のノートの活用は各学校で積極的に取り入れて実践をしていただいておりますが、道徳教育は御案内のとおり、一つの教材で行うものではございません。いろいろな資料を使ったり、あるいは地域の方々をお招きして授業の中に入っていたり、そういう形で取り組んでおりますので、心のノートのみの効果がどうだこうだということは検証ができないというふうに考えております。しかしながら、道徳教育全体の成果といたしましては、問題行動が随分少なくなってきた、あるいは重大ないじめ事案等が現在のところ報告を受けていない、あるいはボランティア活動への積極的な参加をしていただいているとか、青少年の主張などで自分の意見発表などを積極的に述べる姿勢等が見られるとか、好ましい状況が多々見受けられているところでございます。これらは道徳教育の成果というふうに捉えることができるのではないかと考えております。

本町での道徳教育の現状から見て、その充実にどう取り組むかということでございますが、毎年、年度初めに、学校教育目標を協議、決定をいたしております。本年度もその重点項目として協議した内容を掲げ、今後とも取り組んでいくようにいたしております。今年度は道徳教育に関しましては、特に生命の尊重の確立、それから郷土愛、公共心の向上、それから国際理解、平和、協調性の向上、学校と地域社会の連携促進、こういった項目を掲げて取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 民生・児童委員の質問についてお答えします。

まず、1の質問の活動の実態等についてお答えいたします。民生委員、児童委員については、1年間の活動を記録されており、町でも確認をしております。平成21年度の活動記録によりますと、相談、支援件数は全体で3,719件、委員1人当たり平均60件、活動日数は全体で7,556日になります。委員1人当たり年平均121日になり、活動記録からも把握しております。また、民生委員法第20条の芦北町民生・児童委員協議会が毎月10日の定例会で1月の活動状況等の報告もなされております。この定例会には、町の福祉課担当職員も出席しております。助言については、民生・児童委員から問い合わせがあった場合に、該当する支援、制度等の説明を行っております。

民生・児童委員は、地域住民の相談窓口であり、支援制度の実務については町の業務であるため、状況によっては直ちに民生・児童委員から引き継ぎ、町福祉課及び町社協等で対応を行っております。

指導については、民生委員法第17条で市町村長は民生委員に対し民生委員の職

務に関して必要な指導をすることができるとありますが、民生・児童委員の方は自主的に社会福祉の増進に努めていただいております、職務等に関しての指導は全体的にも個別的にも行ってはおりません。なお、現在まで問題もあっておりませんが、必要な場合は対処したいと考えております。

2の質問ですが、助言・指導はどのような成果になっているかということでございます。民生委員法第17条と同法18条に基づき、県では民生委員・児童委員の一般研修会及び初任者研修会を開催しております。また、芦北町民生委員協議会においても、民生委員法第24条に基づき、職務に必要な知識及び技術の習得のため、自主的に様々な研修活動をされ、技術向上に努めておられます。町としましては、高齢者世帯や障害者、独居老人、児童虐待、生活困難家庭への支援など、民生・児童委員の役割がさらに重視される中で、献身的に活動されている民生・児童委員の方々の生活や精神的負担が増大しないように、また活動に支障を来さないように早い段階で町への情報提供や相談案件の早期引き継ぎをされるよう促し、負担軽減を図っております。

3の質問、任期満了に伴う候補者推薦状況等でございます。現在、民生・児童委員の3年の任期が平成22年11月30日をもって満了となります。12月1日に一斉改正となっております。本町におきましては、民生委員法第8条及び芦北町民生委員推薦会規則の芦北町民生委員会推薦会において、民生委員法施行令第4条及び第5条に基づき、各地区からの推薦者65名すべての候補者が町議会代表を含む推薦会に7名の全員出席のもと、全員一致で可決されました。町は芦北町民生委員会推薦会委員長から候補者の推薦を受け、8月10日に県に推薦書類をすでに進達しております。今後は書類審査を行い、民生委員法第6条に基づき、社会福祉審議会、民生委員審査専門分科会を開催し、県知事から厚生労働大臣に推薦がされます。12月1日には厚生労働大臣から委嘱がされる見込みです。

ということで、現在まで順調に進んでおりますことを報告と説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 1の質問の方から見たいと思いますが、私もこの文科省の方の心のノートの希望校に対することにつきましてはですね、新聞で見まして知ったわけでありまして、実はもうこの情報社会、インターネットで文科省の方を見ますとですね、ちゃんと事業仕分けの分類で載っております。そこでですね、予算がやっぱり減額されたということでこういうふうになったと思います。これは県レベルではもう議論はなされているんですよ、県レベルの方では、一般質問、代表質問等で。その記事が載っておったということで、私、入手したんですけども

ですね。去年の12月にはですね、県定例会でどこそこ行っております。そういう中でですね、やはり県の方ではどうするか対応はもう大体なされているかなと、まあ通達は町にはないかと思えますけれども、副読本を作ってやる県もございますし、いち早く手を挙げようという予算措置を減額されればですね、するということなことでありますけれども、いわゆる多分そういうふうになるんじゃないかなあと考えたときにですね、やはり今から教育委員会が動くべき各学校にですね、聞き取り調査なり、この心のノートの実用にあたってですね、どう校長の方がですね、学校を検証しておられて、必要なのか。また、先ほど言われましたような電子、インターネットあたりでのことでやるのかというのを協議するし、また指導もされると思いますが、いわゆる必要ないということはですね、心のノートに関してはWEBに掲載することで十分とか書いてあるんですよ、悲観的な方々のですね、減額の要素は。自治体の判断により実施すべきで、画一的なもので地域それぞれの足らざるを補うことはできない、情報のセンターとして役割は別に考えるべきだというような、こういうどう考えておられるのかなあと。ここで議論する必要はありませんけれどもですね、国のことをですね。しかしながら、やっぱり日本の道徳という、誇れる道徳をですね、何という考え方かなという、私は私見的には、町長も同感のような感じで真剣に聞いておられますが。そういうことでですね、こういう質問になったんですけれども、もう多くは語りませんけれども、今、いい御答弁を教育委員長はされましたけれども、1日の日の教育に関する点検・評価の報告を見て、ちょっとぎくっとされたんじゃないですかね、私の質問で。いわゆるですね、教育委員会が唱える教育指針ですよ、教育指針がありますけれども、この教育の指針でですね、ちゃんとありますけれども、学校教育目標具現化方策ということの中でですね、第5項にですね、郷土愛、公共心の向上というところにちゃんとうたってあるんですよ、お宅たちが作ったのに。規律ある行動がとれるよう、道徳教育の時間をはじめ、学校での集団生活、体験学習を充実させると明記してあります。その中にこの評価の中に、19、20あって、削除されているということにですね、私、疑念をもったわけなんですけれども、その点、いかがですか。なぜでしょうか。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 教育委員会の点検評価につきましては、あくまでも教育委員会の事業の評価でございます。ここに掲げておりますのは、当然、学校も含めたところでの目標でございますので、その違いでございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そうおっしゃるならばですね、事業といっても予算がない事業もあるわけであって、ちゃんとその項目をうたってあって、この点検の科目にな

っているわけですので、それはどこでも違うんですよ、各市町村。こういう評価の対象の項目は。だけど、この目標が一つのこの評価のここに記載されて等しいわけと、私は思うんですよ。だから、教育委員会としてのどうのこうのということもありますけれども、やっぱりこういうのは事業の評価結果の報告の中に対象にですね、すべきじゃないかと思うんですよ。私ならします、はっきり言って。私は、どうもそこの方がですね、教育委員会との姿勢というのが違うんじゃないかなと。学力を充実するために、勉強勉強と評価を上げるための教育に今なっているような感じがして、いい学校にやるための勉強、しかし一番基礎はここにあるんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。幼いときで一番義務教育課程のこの道徳というのは、そこを軽んじて教育論議は私はされないんじゃないかというふうに思っております。答弁どうのこうの具体的に引き出す思いはございませんけれども、私、こういう毎朝ですね、これで職場の教養ということで、朝礼を6時半からやっておりますけれども、その一発目に9月1日にですね、ちょっと読みますけれども、道徳の国ということでですね、標題を掲げてあります。9月1日、水曜日、道徳の国。世界一の原油大国である中東のサウジアラビア王国で、日本を現地ルポしたテレビ番組が30回にわたって報告された。それをずっと取材する中にですね、ちょっと長くなりますので、日本は伝統と文化を両立させている国ということで注目されたということ、サウジアラビアですけれども、他国ではやっぱり道徳文化を充実した伝統ある国だということで、誇りあるなあということ、それは一例を挙げますと、子どもが教室を掃除している風景、自主的にごみを拾っている風景、そして財布拾って届ける、そういう道徳心、ここを取材して、こういう報道をこのサウジアラビアの国がしとるんですよ。そうであればですね、それに誇りをもっていくなれば、それを誇りとする基礎をですね、教育委員会において、さらに押し進めていく、私は日本人であるという心を植え付けておく、これが教育の原点というふうに思っております。あとで民生・児童委員のこともありますけれども、虐待とかありますけれども、犯罪が低年齢化した。子は当然親になって、子を育てるということになるわけですので、そこの違いでこういう今、世の中になっているのではないかと。我が町は教育委員会がしっかりされていると思うので大丈夫とは思いますが、さらにこの道徳の授業、週に1時間だそうなんですけれども、金が要るならば、やはり町長部局に押し問答して予算獲得しながらやっていく構えでいかれるようお願いしたいと思いますが、最後に教育長の思いを。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

具現化の方針の中で、郷土愛、公共心の向上、取り上げております。すでに本町

の小中学校の児童生徒の中でも、その取り組みは実際やっております。例えば、うたせ船の体験学習でありますとか、またカンボジアへの支援事業でありますとか、地域でのボランティアの清掃活動でありますとか、そういう多種多様のいわゆる郷土愛、公共心の向上に向けた具体的な実践、取り組みをしております。先般示しました9月1日の事業実績の事務事業の評価の中には記しておりませんが御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 自画自賛にならないように、結果が出ますように、そして情報は自らがですね、ポケットマネーで新聞購読されたいかがかなあというふうに思います。日本教育新聞等、素晴らしい、私は情報源、また学ぶ面もありますので、多分取っておられるか否か知りませんが、やはり自分のポケットマネーで買ってやられたら、さらに魂が入るんじゃないかというふうに御提言を申し上げておきます。

次に、民生・児童委員のことで質疑をいたしますが、本当、民生・児童委員の方々の今、実績報告をいただきましたけれども、ボランティア、奉仕の心でやっておられる方に敬意をこの場で表したいというふうに思います。しかるに、やはり今、統計を見てみますと、全国23万人ですかね、民生・児童委員の方はおられるようでございます。町長にも先ほど新聞お伝えしましたけれども、私も常日頃から、民生・児童委員の方の御苦勞は分かっておりますけれども、しかしながら、守秘義務等がございまして、なかなか活動が分かりませんよね。また、本人たちも公にどうのこうのするわけにもいきませんし、地道な活動ということであります。順調に推薦の方がいっているというのは分かりますが、実はそういう推薦のあり方等でもですね、疑念を私もとったものですから、やっぱり地域別によりますとですね、回しのような形の推薦というのがございます。やはりしっかりとした民生・児童委員の役割、活動というのをお伝えしながらですね、次の候補を推薦する、そういう実態が大事かなあというふうに思いますが、今の報告ではさもスムーズにいつているような形がありますが、その推薦の方のデメリットといいますか、そういう苦勞話、あるいは活動の中でですね、民生・児童委員の方が月に1回集まられると思うんですが、どんな苦勞話等はどういう事例があるかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思いますというふうに思いますが。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） お答えいたします。

苦勞話等はどういうのがあるかといいますと、常に町内、地区を回っていただい

ておるわけですけど、男性の方が女性のところに行くと、また女性の方が男性のところへ行くというところで、そういう入りづらいというところも聞いております。また、何度も同じ人が何度も家に問題や苦労的なことを言ってこられるということで、私生活にもちょっと影響するところもあるというのは聞いておりますけど、全体的にはですね、積極的な自主的活動で町の民生・児童委員の方は、県下でも誇れる民生・児童委員だと私は思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 国のデータはちゃんと活動状況あるいは推移等載っておりますね。今、芦北における委員の方の名簿によりますと、どんなですか、委員の方は女性・男性、比率としてどんな状況なのか、年齢等にして平均年齢等はどうか。今、62名おられますけれども、そしてこの中で新たに代わられる方、留任される方おられると思いますが、その状況はいかがですか。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） お答えいたします。

今度の改選によりまして、62名の民生・児童委員、3名の主任児童委員がおられて、計65人になります。その中で男性が38人、女性が27人ということで、男性が58.5%、女性が41.5%です。全国で見ますと、全国は逆に女性の方が60%、男性の方が40%となっております。

年齢的に見ますと、60代の方が大半でありまして、60代が64.6%です。平均年齢にしますと、現役の民生・児童委員の方が68.1歳、今度改選されます候補者ですね、候補者が65.6歳、これが3年後には同じく68歳になりますから、3年前と全然変わってないという平均年齢になります。

そういうことでいいでしょうか。以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町長に質疑をいたしますが、要するにこれは厚生労働省からの委嘱でございますけれども、こうして推薦は挙げ、そしてその法律で町としての委員の方への指導とか助言、あるいは資料要求とか、そういうのも記載してありますが、会議に、まず民生・児童委員の会議等に出られたことはあるのか、直接何かお悩みとか、町長に聞かされたことはあるのか、そういう関連、一つお願いします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 民生・児童委員会の総会に出席したこともございますし、研修の場に御案内を受けたこともございまして、出席をいたしております。また、芦北

町の民生・児童委員会の会長さんは、県の会長さんでもございます。大変、私は本町の御出身ということで誇りに思っているところでございますが、非常に高邁な理念をもった会長さんでございまして、時々役場にお尋ねになって、私と直接いろんな課題について話し合いもいたしておるところでございまして、町としてできることは精一杯お手伝いをしていくと、そういう姿勢であります。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そして、今、各地域で100歳以上の方が死亡届が出してなくてですね、こういう形がございます。そういう中で民生・児童委員の役割というのもですね、重視されておりますし、なかなか個人保護条例の谷間に挟まってですね、ありますけれども、一個人の委員のですね、負担が非常に大きくなってきておりますし、その役割を思いますときに、引き受け手がなくなるというのは、今から本町におきましてもですね、懸念される、危惧される大きな問題だと思います。そこで、今、各地域で行政でできることはですね、近年はやっぱりふれあいサロンとかですね、小地域活動とかですね、団体で行っているところもございます。特に芦北にもそういうところがありますし、我が事業所があります湯浦では、公民館を使ったサロンもあるようでございますが、率先垂範して行政の方からでもですね、こういう社会福祉活動を含めた活動も今行っていますがですね、やっぱり周知するために、またボランティア的に活動してもらうために誘導する行政の役割もあるんじゃないかというふうに思いますが、そういう今後に対する町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど課長答弁にもありましたように、積極的に、そして自らいろいろなお考えを出していただきますし、汗を流していただいております、私どもが期待する以上の御苦労と、また活動をなさっておられるわけでございますので、ただいまの御提言につきましてはですね、また機会を捉えて、こういうお話もあったということでですね、お話をしてみたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 時間も押し迫ってきましたが、たまたま私の女房と息子の嫁、孫がですね、新幹線で鹿児島中央駅に行った夏に、盆過ぎにいきました。そのときですね、こういうチラシをもらってきています。やっぱりこういう質問をするきっかけにもなったわけですが、やっぱりPRといいますか、民生委員はこういう活動をしていますよというのを鹿児島市がですね、ティッシュでですね、配布しております。それでですね、町長に冒頭聞きました役割等の中でですね、これにも載っておりますし、具体的に言えば、7つの働きがございまして、社会調査、

相談、情報提供、連絡、通報、調整、生活支援、意見具申というような7つの働きがございまして、それを分かりやすく書いてあるティッシュペーパーを配っておられたということで、大事に私にこういうのがあるよということを情報提供してくれて、非常にこういう苦勞をしておられる中に、こういう働きをしているということは大事なことであろうと思います。健全財政でありますので、芦北にもこういうのはいかなものかなということで、後でお差し上げいたしますので。

そういう中でですね、やはり確認ですけれども、民生・児童委員の費用弁償なんですけれども、国にて、またうちの費用弁償したら年額ですかね、月額でやられるんですか。4,900円ですかね。それで理解していいですかね、1回につき。細かいことですので、いかがですか。それで終わります。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 民生・児童委員の方の報酬等について御説明させていただきます。

まず、一般の委員の報酬ですが、民生委員協議会から、うちの協議会から3万6,300円払っておりまして、費用弁償は1回につき2,100円、それに年を通しますと15回から28回ぐらい出ておられます、人によって違いますけど。それに国の方からも、まあこれは少々ですけど、年間に5万8,000円程度払ってあります。ですから、年間約10万円前後になるかと思います。この件につきましてはですね、芦北町の方で補助金として年間588万9,000円、水俣市は330万円です。球磨村あたりは費用弁償も払っておりません。そういうことで、芦北町の民生委員にはまだまだ不十分だと思いますけど、よその町よりも少し上かなと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 終わります。

○議長（藤井公明君） 川尻君の質問が終わりました。

次に、坂本君。

○1番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。

今日もたくさん傍聴に主権者である町民の皆さんがお越しいただいています。まだまだ勉強不足なところがありますが、しっかり要求を実現するために声を届けてまいりたいと思います。

残暑厳しい折から、町長をはじめ、執行部、職員の皆さん、ご苦勞さまで。議長の許可がありましたので、質問をさせていただきます。

質問に入る前に、大きな視野で世界的に見たときに、地球温暖化による天候異

変、テロ等、これに対する報復攻撃、この繰り返しの中で憎しみ合いが広がり、戦争へと拡大しています。経済危機のグローバル化と長期化、貧困と格差の拡大、行方や生存さえ不明な超高齢者の実態、家庭崩壊の中での子どもの虐待など、地球環境をはじめ、経済的、政治的、社会的すべての分野において、世界的な異常現象が広がっています。今日、このような状況の中で、私たちの身近な回りにこれらの異常が広がり迫ってきています。私は、芦北の町、またこの日本が好きです。幾多の困難があるといって、決して逃げ出し、あきらめてはいけないと思っています。戦国時代や軍国主義の時代とは今は違います。すべての国民、地域住民が力と知恵を合わせるならば、必ず打開できると考えています。今回は安心して暮らせるまちづくりをキーワードに私見も交えながら4項目を取り上げ、質問し、要望もしてまいります。町長をはじめ、執行部の皆さんの前向きで明解な答弁をお願いいたします。

1つ目は、生活道路の拡幅、整備及び防災対策についてお尋ねをいたします。私は、この間、町内の隅々まで回り、多くの町民の方々と対話をし、いろんな御意見や御要望を聞かせていただきました。これら町民の皆さんの声をしっかり町政に届けることが一番の仕事だと考えています。最初に、住民にとって最も身近な生活道路の拡幅、整備及び防災対策について、4路線についてお尋ねをいたします。

第1は、県道越小場湯浦線の道路はかなり拡幅整備されてきています。しかし、古道公民館前付近は住宅がかなりありますが、道路が狭く、整備が遅れています。この集落の先には、吉永商会のごみ処理施設があり、大型の生ごみ運搬車が県内各地から搬入してきます。また、悪臭による被害に加えて、道路が狭く、離合に不便を来しています。早急に拡幅整備するべきだと思いますが、改修計画はどのようなになっているのでしょうか。

第2は黒岩上原線の道路整備、落石防止対策、第3は海路上原線の道路整備、落石防止対策、第4は内木場線の道路整備、拡幅災害防止対策です。この3路線につきましては、担当課に説明をしていますので、簡単に質問をいたしますが、いずれも山間地で、集中豪雨の度に被害を受ける路線です。しかも、連絡路線がないため、また迂回路が遠いために、地域の住民の方々が大変苦勞をしています。それぞれの路線について、道路の整備、防災対策など、計画がどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

2つ目は、国民健康保険事業についてお尋ねをいたします。国民健康保険法はその第1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定めています。しかし、小泉構造改革路線以後、自分のことは自分で行えという自己責任論と、サービスを受けるな

らその代償は自分で払えという受益者負担論が強まり、保険税が払えない人や無保険者が多数生み出され、国民皆保険の理念は形骸化し、崩壊の危機に瀕しています。このような状況にありますので、具体的な質問に入ります。

芦北町国民健康保険事業について、2つの角度からお尋ねします。最初に、芦北町国民健康保険事業の運営状況について、芦北町国民健康保険事業の国保税の収納率はいくらか。収納率は、傾向として上がっているのか、下がっているのか。また、国保の加入者及び世帯数、医療費、保険料の額はどのくらいか、これらは他町村と比較してどのような位置にあるのかお答えください。国保税は滞納世帯はどのくらいか。滞納の結果、保険証が発行されていない世帯がどのくらいあるのか。また、資格証明書しか発行されていない世帯はどの程度あるのかお尋ねをします。

国保問題での2番目の質問は、水俣病との関連で、国保事業に対して国・県の支援がどのようになっているのかお尋ねします。国保世帯の中で水俣病医療手帳、保健手帳の保持者数はいくらか。また、医療費の本人負担分については、国・県でもつということになっていますが、総額では年間どの程度になるのでしょうか。

次に、国保会計の中で国から来る国庫支出金はいくらか。うち水俣病被害者が多発している地域に特別に来る補助金はどのようなもので、金額はいくらなのかお尋ねします。これらの問題について、それぞれ答弁をお願いします。

3つ目、芦北町木造住宅建築支援事業補助金交付制度についてお尋ねをします。芦北町木造住宅建築支援事業補助金交付要綱では、町産材を使用した住宅を建築する者に対し補助金を交付するとありますが、どのような内容なのかおたずねをします。また、町内に1年間で新築される家屋の戸数は何戸か。うち補助金要綱が適用される建築対象は何戸で、金額はどのくらいになるのかお尋ねをいたします。

次に、長期にわたる深刻な不況と先が見えない状況の中で、町の大工さん、左官さん、建築業、電気、水道関係の業者の方々には仕事が少なくなり、経営は深刻な状況になっています。町民の方々が高齢化、住宅の老朽化に備え、住宅の耐震工事、リフォーム、家屋内外の整備などをしやすくするために、地元産材に限定せず、各種の工事に補助金が出せるような制度を新たに作るべきだと考えますがいかがでしょうか、町長の御所見をお伺いいたします。

4つ目は、芦北町中小建設業振興条例の制定についてお尋ねをいたします。国政、地方政治においても、財政危機が大きな問題になっています。今日、国債、地方債の発行残高は総額で800兆円をはるかに超え、国民総生産の倍近くになるとしています。このような深刻な財政危機がなぜ生まれてきたのか、原因を明らかにして対処すべきだと思います。経済が大変だから、大企業が大変だからと、新たな財政投入や大企業減税を繰り返しているだけでは、日本の経済も国民生活もまず

ます深刻な事態になると思います。これまで政府は経済振興、不況打開を理由に、民意に反し、無駄な大型公共事業を押し進めるために、山の中にスーパー林道を走らせる、すべての県に飛行場を建設するなど、借金をしてでも大企業、大手ゼネコンなどの仕事を確保してきました。多くの地方自治体もこのような政治の流れに巻き込まれてきました。私は、今一番大事なことはこれまでの政治の流れをしっかりと見直し、税金の使い方について、政治の転換を図るべきだと考えます。

ここで質問に入ります。熊本県では中小企業振興条例を制定しています。財政危機、長引く不況の中、芦北町における建設業の現状と打開策について、町長はどう考えておられるのか御答弁をお願いいたします。

次に、芦北町では、平成17年1月、未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例を制定しています。この基本条例は繰り返し読んでみましたが、とても素晴らしい内容になっています。条例前文、第1条、目的、2条、基本理念、3条、町の役割など、詳しくは述べませんが、きめ細かく明確に決められています。町の条例で農林漁業を町の基幹産業として決めているのは全国でも数少なく、素晴らしい条例だと思います。この条例を今後生かしていくという課題が最も重要になってくると思います。同時に芦北町において、これまで地元建設業は産業、所得、雇用において、極めて重要な役割を果たしてきています。現状はこれ以上放置できないところにきていますと考えています。町として中小建設業の現状を直視し、公共事業は生活道路の拡幅、整備、危険な河川、護岸、崖崩れ防止など、また公共施設の耐震化、住民生活に密着した工事を優先し、可能な限り電気、水道業者も含め、地元業者で賄うべきです。地場産業振興をすべての産業に広げ、町上げて地産地消の運動を大きく広げることが重要だと考えています。国、地方自治体に公共事業が縮小される流れになっていると思われますので、金融の支援、異業種転換のための相談、援助など、きめ細かな対策を講じるべきだと思います。

そこで、2番目の質問は、これらを総合して芦北町中小建設業振興条例など制定し、小規模維持修繕公共工事発注を地元業者に優先的に行うような対策を講じるべきだと思いますが、いかがでしょうか。町長の御答弁をよろしく願いをいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（藤井公明君）　ここで暫時休憩し、休憩後に答弁を求めます。

-----○-----

休憩　午前11時05分

再開　午前11時12分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本登議員の御質問にお答えいたします。

まず、生活道路の拡幅整備等々のお尋ねでございます。道路整備につきましては、芦北町総合計画で生活を支える基盤づくりにも、うたい込んでおりまして、町道５３２路線の管理及び整備を行うとともに、県道１１路線についても必要な改良整備の要望を毎年続けているところです。具体的な質問につきましては、担当課長から答弁させます。

次に、国保税の収納率等についてのお尋ねでございますが、数値的な御質問でございますので、これも担当課長から答弁させます。

続きまして、芦北町木造住宅支援事業補助金交付制度についてでございます。この補助事業は、町産材を柱や土台等の構造材として８０％以上使用し、町内の工務店等が施工する住宅の新築や増改築に対しまして、坪当たり２万５,０００円を助成するというものであります。その他事業の目的や要件など、詳しいことにつきましては、補助要綱、もう既にご覧になっておられるかもしれませんが、御一読いただきたいと思います。なお、具体的な数字につきましては、これも担当課長から答弁させます。

続きまして、芦北町中小建設業振興条例の制定についての御質問でございます。町内における商工会加入の個人を含む建設業は、平成２２年４月１日現在、１１６社あり、７８４名の従業員の方々が働いておられます。公共工事におきましては、西回り自動車道の予算をはじめとする大幅な削減が行われている中で、本町におきましては、公共工事は地元経済を支える主要な施策と位置付けまして、普通建設事業費の予算につきましては、一般会計予算に占める割合が平成２０年度決算ベースで２１．６％、金額が２３億５００万円となっております。近隣の市町と比較してもかなり高い割合となっております。また、雇用対策としまして、失業者を対象に緊急雇用対策を実施しまして、昨年度は３５名、本年度は５０名の臨時職員を雇用し、さらに来年度にかけても実施予定としております。また、資金対策としましては、中小企業者には特別小口資金補償制度、地場産業振興対策資金融資制度の斡旋を行っております。

次に、芦北町中小建設業振興条例の制定についての御質問でございます。地元業者で施工可能な工事等につきましては、できる限り地元発注を行い、地場企業の育成と振興を図っているのは、坂本議員御存知のとおりでございます。なお、平成２１年度に発注しました５００万円未満の小規模工事等の場合、契約件数１２７件のうち、町内業者との契約は１２２件で、９６．１％でありました。したがって、

特別な条例を制定せずとも、発注段階におきまして地元業者優先のスタンスをとっておるところでございますので御理解いただきたいと思います。

以上、1回目の答弁に代えさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田茂幸君） 生活道路の拡幅整備及び防災対策についての御質問でございます。

最初に、熊本県の管轄となります県道越小場湯浦線の道路拡幅につきましては、古田公民館から上が未改良でございます。この300メートルを21年度に県へ要望いたしましたが、局部改良のみ3カ所が21年度までに施工されました。御質問の古道公民館前約400メートルはさらにその上に位置しておりまして、今後要望を続けてまいります。

次に、町道3路線につきましては、黒岩上原線の道路整備でございますが、22年度におきましては、側溝整備12メートルが済み、今後、ガードレール150メートルを施工予定でございます。

3点目、海路上原線でございます。22年度はアスファルト舗装270メートル、落石防護柵150メートルを施工予定でございます。

4点目、内木場線でございます。22年度U字型側溝98メートルが施工済み、今後、道路縦断勾配改良50メートル、落石防護柵60メートルを予定しておりますが、道路整備につきましては、来年度以降も地元と協議しながら随時施工していく予定でございます。

以上で終わります。

○議長（藤井公明君） 農中税務課長。

○税務課長（農中 豊君） 2番目の質問、国民健康保険事業についての中で、税務課に関する質問にお答えします。

①の質問の中で、国保税の収納率はいくらか、収納率は上がっているのか下がっているのかについてですが、平成21年度の国保税の収納状況は現年度分調定額4億3,327万7,400円に対し、収納額4億755万527円で、収納率94.06%、対前年比0.14%の減。また、滞納繰越分調定額2億268万4,052円に対し、収納額1,746万9,149円で、収納率8.62%、対前年比0.79%の増となっています。

次に、国保税の滞納世帯はどのくらいかということですが、国保税の滞納世帯については5月末現在で336世帯となっております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 住民生活課関連です。

質問事項２の国民健康保険事業についての①で、まず国保の加入者及び世帯数、医療費、保険料の額が他町村と比較してどのようになっているのかの回答です。平成２１年度末における国民健康保険の被保険者数については６，４４５人、世帯数は３，５６４世帯となっています。平成２１年度における医療費のうち町が支払っている医療費は２２億１，７６０万６，０００円、国民健康保険税は４億２，５０１万９，０００円となっています。また、他町村との比較については、平成２０年度熊本県国民健康保険事業状況報告書では、１人当たり医療費は４０万９，８２９円で、県全体で高い方から３番目、１人当たり保険料は６万７，４６５円で、４７市町村中、安い方から４番目となっており、本町はかかる医療費に比べ、保険料は安いという結果になっています。

次に、同じく①の滞納の結果、保険証が発行されていない世帯がどのくらいあるのか。また、資格証明書しか発行されていない世帯はどの程度あるのかの回答です。平成２１年度中では、国保資格がある滞納世帯は２５７世帯となっています。２５７世帯につきましては、滞納状況や納税相談の結果、有効期限が１カ月、３カ月または６カ月の短期被保険者証を２２３世帯へ交付しています。残りの３４世帯は納税相談に応じていないということで未交付となっています。なお、資格証明書については交付しておりません。

次に、②の国保世帯の中で水俣病医療手帳、保健手帳の保持者数はいくらか。また、医療費の本人負担分については国・県でもつということだがどの程度かの回答です。水俣病医療手帳、保健手帳の保持者数については、公表されていないところですが、国民健康保険者保険被保険者のうち、水俣病医療手帳及び保健手帳の保持者で、受診された方は１，９４８人です。また、医療費の自己負担分２億８，２１６万３，０００円については国・県で支出されております。

最後に、同じく②の国保会計の中で国庫支出金はいくらか。うち水俣病被害者が多発している地域に特別に来る補助金はどのようなもので、金額はいくらかの回答です。平成２１年度の国庫支出金については１０億５，３８２万円となっています。内訳は、国庫負担金５億８，９６０万円、国庫補助金４億６，４２２万円です。この国庫補助金の中に水俣病の医療手帳にかかる補助金としまして、特別調整交付金１億２，９６５万１，０００円、また同様に県の特例調整交付金５，５５６万５，０００円、合計しまして１億８，５２１万６，０００円が交付されております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 芦北町木造住宅支援事業補助金交付制度のことについて

て申し上げますけれども、まず町内での１年間に新築される戸数等について申し上げますが、これにつきましては直近の２年間について申し上げます。平成２０年度におきます木造新築戸数は３５戸、このうちこの制度の活用は１６戸です。木造の増改築戸数は６戸で、そのうち４戸が活用をされております。補助金の総額は１、８５３万円です。平成２１年は新築が３１戸で、そのうち制度活用が１２戸、増改築は１０戸で、そのうち７戸、補助金額は１、４２７万５、０００円という状況になっております。なお、この総新築件数でありますとか増改築件数は、税務課固定資産の新規課税のデータを活用しておりますので、１月から１２月までのデータ、そして金額等につきましては、年度ごとのデータということを申し添えておきたいと思っております。

それと、町民の住宅の耐震工事でありますとかリフォーム等も補助事業を設けないかというような質問でございますけれども、この木造住宅建築支援事業につきましては、林業、木材産業の振興という明確な目的がございます。よって、地元産材を使用するという大前提がございます。このことから言えば、質問のような新たな制度はこの趣旨には馴染まないだろうというふうに考えております。なお、住宅の耐震改修には、国の補助制度がありますけれども、現在のところ、この補助制度には芦北町は対応をしておりません。国土交通省が来年度からこの耐震性の補助制度に低額の補助金を上乗せするという報道もなされておりますので、町民の安全・安心の観点から、芦北町がどうするかというようなことは、今後検討がされていくだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○１番（坂本 登君） まず、県道越小場線の古道道路前付近の整備についてお尋ねします。ここは県道であります、大型車が頻繁に通る大変危険で、また離合箇所も重大事故が発生する、もうそういう危険なところでございます。そして、夏の時期には上のそうめん流しにたくさんの観光客の皆さんもいらっしゃいます。そこで、やっぱり県内外からの観光客のお客さんは道路の状況をあまり知らない方が多いわけですね。具体的に言いますと、古道の池田正さん宅のすぐ下に１メートルぐらいの水路といいますか、道路のところにあるんですね。ここがもう本当に危険ですね、少し乗用車同士なら離合できるぐらいの広さで、４トン車と自家用では離合はもうぎりぎり、寄り過ぎればすぐそこに落ちるという状況があります。だから、こういったところを県の方に早急に、住民の命や観光客の皆さんたちが安心して通れるように調査をしていただいて、しっかり県に要望していただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御指摘の県道につきましては、私も地域の方々から再三要望を承っております。その都度、県にもつなぎまして要望しております。県の方の答えはもう一貫しておりまして、財政が厳しいのでということであります。ちなみに、かつてですね、この地方財政危機が叫ばれる前の芦北地域振興局の土木関連予算は、水俣から田浦まで含めまして、70億から90億円でありました。現在、30億前後に落ち込んでおりまして、その中でのやりくりということですね、大変厳しい財政状況にございますが、精一杯、私どもも要望活動を続けてまいりたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 財政が少なくなっているのは、全国的に見てもそのとおりだと思います。しかし、町長も今言われましたように、現場は本当に非常に危険な現場で、地元の方でも高齢者の方が徒歩でそこを歩いているときに、大型車が来れば、ふらふらとなって、あそこに落ちて命が奪われる、こういった本当に命を守る観点から、財源は厳しい中でも命より大切なものはない、このような観点から県に本当に危険な箇所なんです。そういったところを調査し、強く要望して、この道路に関しては要望していただきたいと申し上げて、この項目は終わります。

あと、町道の3路線につきましては、今、計画をお聞きしましたが、この路線につきましては、先ほどの県道とは趣旨が少し違いまして、地域住民の方々の生活道路という位置付けになっています。地域の方は特に内木場線にいたっては、その道路が何か災害が起きたら、もう孤立してしまうという立地条件にあります。だから、本当は今、側溝の工事だとか、きれいになっているんですが、走ってみますと、小さな瓦礫が落ちていたり、上原線にも黒岩線にもいえることですが、こういったところを、本当に危険なところをいち早く手を打って、重大事故につながらないように町の方としても力を入れていただきたい、また、地域の人たちは、こういう田舎だから、年寄りばかり増えるし、町は目を向けてくれんとかじゃなかろうか、こういう悲しい声も寄せられます。決してそうじゃないんだと、私が声を届けてきます、必ずやってくれると思いますので、そんなことを言わないでくださいというふうに住民の方にはお話をしてきました。そういう観点から、地域住民の要望として、この3路線については強く求めておきます。町長、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） いろんな御不安とかですね、御心配を地域の方はおもちだと思いますが、この御指摘の3路線につきましても、継続的にずっと整備を行っておるところでございますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 次に、国民健康保険事業について、時間があまり迫っていますので、この部分は簡単に、保険料が払いたくても払えない、また本当に保険証を、少ない世帯数であります、保険証を発行されずに病院にもかかれない、こういった人の命を守る観点から、本当に税というのは力の弱い困っている人を助けるための税の仕組みであると、私は思っています。この観点から、そちらの方に目を向けて引き下げる、こういうことを真剣に考えていただきたい。

また、水俣病との関連では、保健手帳保持者に対して、こういうことを聞いてまいりました。「ぬしどんが病院ばかりかかるけん国保の上がって、おどま負担が重なったたい。」こういう偏見や差別が未だに残って、被害者の方々を苦しめています。この6月上旬に芦北町の中学校のサッカーの試合でも、水俣の中学生に「水俣病、触るな。」こういうことを報道されました。まだまだ水俣病の被害者の方々に対して差別や偏見が残っております。こういう観点からも被害者の多発しているこの芦北町に、国や県から補助金が来ている、こういったことで芦北町の医療機関は保健手帳保持者、被害者の方々がいるお陰でといいますか、たくさん被害を受けておられる方がいることによって、仕事も確保されたり、そういう見方もできると思います。そういう面で、この水俣病被害者の方々への偏見や差別をなくすために、周知徹底をして取り組んでいただきたい。今月、また25日には、水俣病の取り組みを町でなされます。そういう観点から、水俣病に関し、この国保税については、要望を強くいたしておきます。

3 番目につきまして、この木造建築支援補助金制度は、重々、担当課長のところにも行きまして、内容は知った上で質問をしているわけでございます。これをお使いになる町民の方々が、やはり今の経済状況からいって、本当に新築を建てる、こういった経済力のある方は、今の答弁にもありましたが、非常に少ない。だから、私がこれを取り上げたのは、この制度の中でも家の倉庫を建てるだとか、またそういった壁を造るだとか、そういうのにも産材を使った場合は、産材をやっぱり利用するという観点で、そういう事業にも伸ばせないかということをお尋ねしたんです。ね、この上の補助金制度のところで。農林課長、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 木造住宅支援事業は、あくまでも民家でございますから、その民家以外の、例えば営業のために使う倉庫でありますとか、条件が変わってまいります。それと、倉庫につきましては、構造材というふうなことを考えると、民家と比べると非常に割合が少なくなるというふうなこともあって、一概にこの事業で取り扱うことは困難だろうというふうな判断をしております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） この制度の中では困難だということでしたが、是非ですね、この産材を利用するという観点から、拡充していただくと。できなければ、新たな制度をつくっていただく。今は、各自治体でもリフォームや耐震工事、家屋内外の整備等に補助金が出る、こういった制度も各自治体で取り組まれているわけです。だから、今、本当にそういった意味で、業者さん、またそこで働く人、その家族を守るために、そういった取り組みをしていただきたい。そういうことを訴えておきます。

最後に、4 番目の芦北町中小建設業振興条例の制定についてであります。町長の答弁で、十分地元業者を優先してやっているんだと。だから、条例を新たに制定する気持ちは今のところないと、こういった答弁がありました。それは重々に地元発注が九十何パーセント、ほとんどなされているのは、私も重々知った上でこの質問をしているわけです。そこで、町長と私たち一同、申し入れを共産党でさせていただきました。そのときに町長は私に、町民を守るため、またいい政策提案であれば、私は条例を変えてでも、また条例を作っても推進していきたい。私はナンバーワンじゃない、オンリーワンを自分の心情としているんだと、私に申されて、私は本当感動したのを覚えています。今でも気持ちは変わりませんか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 変わりません。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） その観点からですね、この地産地消という素晴らしい取り組みをされています。地産地消というのは一般的に見て、農作物、そういったところに頭がいくと思いますが、この地産地消の観点をあらゆる産業に、またこの建設業にも、生コンも、ブロックも、骨材も、地元は地元でという、こういう地産地消を農作物じゃなくて、全体の産業を、たばこに至るまで、地産地消しようじゃないかという、こういう運動に町長自らが先頭に立っていただきたい。これこそがオンリーワンじゃないんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まったく同感でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） なお、このような地産地消を全産業に、たばこや鉛筆一つ、文房具、またはすべての面において先頭に立っていただきたい。この運動を広げて、お金は町で回るように、すべての町民の皆さんの生活を守り命を守る、こういった

ことにやっぱり全体がですね、前回の議会でも申しましたが、私たちは職員一同、議員一同、全体の奉仕者なんだ、決して一部の奉仕者ではない、このことを肝に銘じて取り組んでいただきたい、このことを申し上げて質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、古村君。

○5番（古村逸男君） おはようございます。

猛暑が続いて、何十日も続いておりますが、皆さんお体には注意してお励みいただきたいと思います。

議長の許可を得ましたので、先に通告しておりました2つの質問をいたしたいと思います。

その前に、当芦北町は、町長のローカルマニフェストの中で、9項目目に教育、文化、国際交流の振興を図りますとあります。その中の3つ目の項目に、スポーツの振興とあります。現在、町ではJKAトレジャークラブを中心に、スポーツ、文化、学習の会員数が180名程度いらっしゃる聞いております。そのほか各競技、クラブがたくさんあります。皆さん御承知と思いますが、一つ御紹介をしておきたいと思います。その中に芦北町海王塾スポーツクラブがあります。先に行われました空手道大会において、佐敷中が全国制覇をいたしました。このことは大変喜ばしいことであり、名誉であり、芦北町を全国にアピールできたと思います。スポーツ、文化、その他、ほかに町の支援があり、立派な成績が上げられていることは喜ばしいことであります。このことは青少年の健全育成、そして健康増進に大事なことと思います。町長は、先に申し上げましたが、スポーツの振興に御理解をいただき、スポーツを愛する私一人としても感謝を申し上げたいと思います。

さて、前回の水俣・葦北郡県民体育祭は、平成11年5月に開催をされています。平成11年は熊本国体も同時に開催をされています関係で、県体は5月に実施し、開催になったと思っております。ここで一つは、皆さん御承知と思いますが、平成23年、すなわち来年9月、約1年ありますが、開催される県民体育祭は水俣・葦北郡が会場であります。そのことについて、受入れ体制について、1点目は芦北町での競技会場の整備はどのようにするのか。2点目に、競技選手、役員等の受入れ体制はどのようになるのか。3点目は、特産品等、町にはいっぱいありますが、町のPRはどのように考えているのか伺いたいと思います。

2つ目は、老人ホーム民営化についてであります。平成22年6月10日の全員協議会で芦北町老人ホーム民営化について説明があり、老人ホームは昭和36年4月1日、養老院として開設され、その後、昭和38年に老人福祉法の制定により、養護老人ホームに認可替えとなり、町直営で運営されるようになりました。その

後、昭和55年、全面改修され、29年が経過していると報告を受けました。老朽化が進んでいると懸念されております。懸念されている現況でありますので、その中で県内の状況でも養護老人ホームを市町村の運営から民間への移管が進んでいるとのことであります。芦北町でも平成21年10月、芦北町老人ホーム民営化検討委員会を設置してあります。検討が進んでいるものと思います。

そこで、1点目の民営化検討委員会の現在までの経過について伺いたいと思います。2点目の、今後、町として民営化をどのように進めるのか伺います。

通告しました2つの質問に対し、町長、担当課長の答弁をお願いし、壇上からの質問を終わり、再質問は自席から行いたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 古村逸男議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県民体育祭に係る御質問でございます。県下最大のスポーツイベントであります熊本県民体育祭が、平成23年9月17日、土曜、18日、日曜の2日間、12年振りに当地区で開催されることになりました。水俣市、芦北町、津奈木町で、県体準備委員会を設置し、鋭意準備を進めてまいりました。今月の1日には、総会において、大会の機運を盛り上げるとともに、大会の円滑な運営を期するために、第66回熊本県民体育祭水俣市・葦北郡大会実行委員会を設立いたしました。今後は、大会日程に従いまして万全な準備を行い、大会成功に向け努力してまいります。

なお、1点目の各競技会場の整備はどのようにするのかと、それと2点目の競技選手、役員等の受入れ体制はどうなるのかにつきましては、詳細を担当課長に答弁させます。

3点目の特産品等、町のPRはどのように考えているのかにつきましては、実行委員会に大会運営専門部会として観光宿泊部が設置されておりますので、その中で進めてまいります。これも詳細につきましては担当課長に答弁させます。

続きまして、老人ホーム民営化についてでございます。この件につきましては、来年度4月の移管に向けまして、順調に事務を進めているところでございまして、経過についてほか、詳しくは担当課長より御説明いたします。

○議長（藤井公明君） 中原生涯学習課長。

○生涯学習課長（中原豊徳君） 第1番目の各競技会場の整備はどのようにするのかという御質問に対してお答えを申し上げたいと思います。水俣市・葦北郡大会種目会場は、21種目、25競技を37会場で開催する予定でございます。芦北町の種目会場は、公共施設において芦北町地域間交流スポーツグラウンドほか9会場、学校施設においては佐敷小学校運動場ほか5会場で11種目の競技が開催予定であります。

す。これらの施設の整備及び備品の整備計画につきましては、可能な限り既存のものを使用し、または借用することとし、必要不可欠なものは競技会会場担当市町の財政当局と協議し、予算の確保を図りたいとの大会事務局の説明であります。

なお、各種競技団体の合同説明会やヒアリング、事務局による会場視察、駐車場確認等も行われておりますが、さらに確認するということでございます。

それに、第2番目、競技選手、役員等の受入れ体制はどうなるのかという御質問にお答えをしたいと思います。県民体育祭に参加する役員、選手の人数は、県下23郡市から約8,000人が予想されますが、この受入れについては相当の困難が予想されます。中でも特に宿泊の関係につきましては、開催が2日間にわたるため、約3,000名の宿泊希望があり、水俣・芦北地域内のホテル、旅館の収容能力が1,400名であることから、周辺地域の宿泊施設の利用も考慮した具体的な計画を宿泊関係機関と協議し、策定する必要があるとのことであります。事務局の調査では、八代市、芦北町、水俣市、出水市等の合計は3,600名程度の収容能力があるということです。

なお、町内の宿泊施設につきましては、4カ所の民間施設と県立芦北青少年の家、御立岬マリンハウスで、580名程度の収容能力となっております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） お答えいたします。

実行委員会の大会運営専門部会であります観光宿泊部の業務内容としましては、特産品、土産品の評価に関することとなっておりますので、今後、部会において、地元特産品の出店と観光PRについて協議を行ってまいりたいと思います。

大会当日は、種目ごとに会場が分散され、本町におきましても16の会場で競技が行われます。会場も屋外、屋内がありますので、業者も出店に対しては、営利を追求すると考えられます。出店の可否は分かりませんので、お願いはしてまいりたいと考えております。

また、観光PRにつきましては、各会場の出場者に対し観光パンフレットの配布を予定をしております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 民営化検討委員会のこれまでの経過を御説明申し上げます。芦北町老人ホーム民営化につきましては、昨年9月、本検討委員会設置要綱を制定しまして、これまでに開催しました委員会は5回を数えます。昨年10月の第1回から本年5月の第5回の委員会におきましては、町内社会福祉法人6施設に行

いました民営化意向調査から施設の譲渡を希望するとの回答がありました。これを踏まえ、施設の現状、スケジュール、民営化方式の比較、内容等について協議を行いました。本年3月、最終的な民営化計画に対する基本方針案の報告を行い、土地及び施設の有償譲渡時期を平成23年4月1日とする基本方針を確定し、現在、選定方法や事務手続き等の事務を進めております。

2番目の今後町はどのように進めるのかという質問でございます。今後の計画につきましては、古村議員さんの先ほどの質問内容にもありましたが、6月10日の全員協議会で御説明申し上げております。本年5月に制定しました芦北町老人ホーム移譲候補者選定委員会要綱に基づきまして選定委員会を開催し、移譲を希望される町内社会福祉法人に対し募集要項の説明を行い、計画書の提出を求めます。その後、書類審査及びヒアリングを実施しまして、移譲先を選定するとともに、12月議会において関連議案を御審議いただきます。来年3月末日をもって、芦北町が運営する老人ホームを廃止いたします。4月1日に移譲先社会福祉法人にて施設の運営を開始する計画であります。

以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） まず、県民体育祭のことについてお伺いをしたいと思います。

それぞれ詳細について説明がありましたが、今後、町で先ほどの答弁の中にありました十いくつですかね、会場がありますし、約3,000名ぐらいの方がお出でになるということではありますが、その中にも応援の方、あるいは保護者の方、いろいろ参られますので、この際、そういう準備は確実に行っていただきたいと思います。特に県内からお見えになりますので、駐車場関係等は常に来られるお客様に対して、選手に対して、役員の方に対して、明細に分かるように知らせをするのが必要だと思います。

それから、競技についてですけれども、それぞれ会場がありますが、既存のものは使用して結構と思います。でも、その会場次第ではどうしても必要なものが出てくると思いますので、そういうことは各競技のクラブの指導者あるいは責任者の方がそれぞれいらっしゃると思いますので、その件はその指導者あるいは監督の方とか、そういう方と綿密に一つ相談をしていただいて、落ち度のないようにしていただきたいと思います。

私もこの際、報告をしておきたいと思いますが、私、今、葦北郡の軟式野球連盟の会長をしております。仰せついておりますが、3月から11月まで、ほとんど土曜、日曜、地域間交流スポーツグラウンドあるいは湯浦の運動公園、ほとんど使用しておりますが、ここで4点ほど、一つお願いをしておきたいと思います。1つ

は、地域間交流スポーツグラウンドの件でございますが、それぞれ立派な施設を作
っていただき、特に野球、あるいは陸上、あるいはソフトボール、いろいろありま
すが、皆さん喜んで使用しております。私もたまに夜、あそこに行ってみますと、
ほとんどナイターが点いて練習をしている。利用が非常に多いということで、ある
クラブは地域間交流スポーツグラウンドは埋まってしまっている。湯浦で借ってや
ってるというクラブもございます。それだけスポーツに対しては関心があります
し、一生懸命、子どもたち、一般の方もやっておられますので、その中で地域間交
流スポーツグラウンドの整備について、2、3お願いをしたいと思いますが、皆さ
ん御存知だと思いますけれども、ライト方面については高いネットとフェンスを作
っていただきました。センターからレフト方面になりますと、全然何もないわけでご
ざいまして、大会試合をするときにフリーにしてしまいます。先月も8月の21、
22、ライオンズ旗の少年争奪野球大会をやりましたが、中にはゴロでいった場合
に、土手まで上がってしまうわけですね。クラブの下の土手まで上がっていく。そ
れもフリーになっておりますので、もう子どもたちが一生懸命追っていきます。も
うあの暑い中にですね、フリーということでもありますので追っていきますが、もう
その姿を見てですね、まあよくやるなあと関心をいたします。それだけ練習をし
て、みんなで勝ちたいという気持ちがあって、そういうことができると思います
が、そこに今度、一般も中学生も状態は一緒です。この際ですので、センターから
レフト方面にホームランゾーンを作っていただきたいということをお願いをしたい
と思います。そうしますと、フリーでなくて、そういうのがぴしっとできますの
で、特に県民体育祭になりますと、専門の好きな選手がいっぱい出てきますので、
ちょっとしたことでトラブルが起こります。そういうのをびしゃっと決めてやって
おかないと問題が生じますので、是非お願いをしたいと思います。

それから、立派な本部席が作っておりますが、雨が降るとですね、下屋がない関
係で、ドアを開けてますと雨が打ち込んでまいりまして、中がせっかくきれいに
出来ておりますけれども窓を開けられない。あるいは、ちょっと外で何もできないと
いうことがありますので、詳細についてはまたお願いをしたいと思いますが、その
件が一つあります。

それから、湯浦運動場のグラウンドがありますが、昨年、フェンスを作ってい
ただき、整備をしていただきました。土の問題でございますが、雨が降ると非常にで
きない状態になってまいりますので、湯浦のグラウンド及び地域スポーツグラウン
ドも出来ましたけれども、少し土が硬くなっておりますので、そういうのも一度に
整備をお願いしたいと思います。

それから、湯浦のグラウンドはスコアボードもちょっと変なところにあります

し、ある少年野球クラブの方から問い合わせがありましたが、夜、ナイターでしますと、とても危険なことがあると、照明が暗いということもありますので、それも調査してどうにか考えていただきたいと思います。

それから、田浦に出来ました岩崎グラウンドの立派なグラウンドゴルフ場が出来ましたけれども、グラウンドゴルフを愛する高齢の方、高齢の方から聞きますと、雨が降ると全然できない、排水が非常に悪い、それからまあ出来てすぐですので、でこぼこが生じておるのは仕方ないと思いますが、この際、県民体育祭もありますし、会場になりますので、そういう転圧を加えたり、砂を入れたり、色々していただきたいと思います。以上申し上げましたけれども、もう詳細については結構でございますが、どういう考え方でいらっしゃるでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。担当課長で結構です。

○議長（藤井公明君） 中原生涯学習課長。

○生涯学習課長（中原豊徳君） お答えをしたいと思います。

駐車場の確保についてお尋ねでございましたが、役員、選手の車両及び応援者、一般観覧者の車両による相当な混乱が予想されるほか、各競技種目会場においても同様の混雑が予想されるのかなというふうに思っております。それぞれ既存の駐車場以外に、臨時の駐車場の確保を図る必要があると考えております。大会事務局の要望に従いまして、予算の確保に努力してまいりたいというふうに思っております。

それから、今、4項目ほどお願いという形で御質問がございました。地域間スポーツグラウンドのセンター、レフト間のホームランゾーン、それから本部席の下屋がないための雨の降り込み状況、それから湯浦グラウンド、それから総合グラウンドの土の問題、スコアボードの問題、それから岩崎グラウンドが雨が降ると全然できないというような苦情があるというふうなお話でございました。先ほども御答弁をいたしましたが、備品あるいは用具の準備につきましては、可能な限り既存のものを使用するように県体の趣旨としては考えております。種目協会並びに大会運営実行委員会等の御指導あるいは御指摘による場合は対応すべきかというふうに考えております。大会の趣旨からいいますと、大会会場及び種目により、大会要綱並びに大会申し合わせ事項によってですね、スムーズな競技運営ができるようお願いをしたいと思ひますし、できる限りのですね、整備は行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 次にですね、先ほどもお答えがありましたが、選手、役員等の

受入れ、特に宿泊者、これがかなりあると先ほどの答弁でありました。3,000名ぐらい芦北町にお出でになる。そのうち泊まる施設を今現在では580名ぐらいですかね、しか泊められないという話をいただきました。その中で私の頭にある中では、旅館として施設があるのは4カ所ぐらいですかね、あると思いますが、それに御立岬、それから青少年の家があります。こういうところは目一杯打合せをしながら、精一杯利用ができるようにしていただきたいと思います。1つは、お客様が来られて、泊まられれば、いくらなりともお金が、はっきり言いまして落ちると思いますので、それによって町のそれぞれの商店あるいは商工業品、いろんなことが売れていきますので、一つの活性化になると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、その中で一つお尋ねをしたいと思いますが、5人でも10人でも多く泊めるために、民宿等は考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤井公明君） 中原生涯学習課長。

○生涯学習課長（中原豊徳君） 宿泊施設の予定でございますが、先ほど申し上げましたとおり、芦北町では4カ所の民間施設と、あるいは県立の施設、マリンハウスというような県体事務局の現在の見解でございます。そういうことでですね、今御趣旨の地元の発展のため、あるいは商店街のために、多くの方々が泊まってほしいという御要望もございますので、今後、自治体といたしましても御要望等を投げかけていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） それからですね、町のPRでございますけれども、この芦北町の皆さん御存知と思いますが、たくさんの特産品がございます。詳細には私も記憶をしておりますが、町内外あるいは全国に向かってPRできる品物がたくさんございますので、その中で先ほど御答弁がありましたが、JAあるいは漁協、森林組合、それから商工会、そしてほかにそれぞれの特産品を一生懸命加工して、あるいは道の駅とかいろんなところで売っていらっしゃる個人の方もいらっしゃいますので、そういう面を含めて紹介をしながら、展示をして即売ができるような、そういう状態をつくっていただければなあと。先ほど答弁にありましたけれども、それもどういう形で進んでいくか分かりませんが、その県体事務局の中で細部にわたって打合せをして、芦北町は芦北町の独自のそういうPRあるいは産物を紹介し、そして1人でも2人でも買っていただく、そのことがしいて言えば「ああおいしかった。」ということであれば、またリピーターが増えて、品物が流通ができていくということでもありますので、その件についてどう捉えていらっしゃると思いますか、もう少

しお伺いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 当初にお話申し上げましたけれども、今回8,000名の方が県内からお越しになります。また、宿泊については3,000名という人のお話ですけれども、今回、水俣・芦北県体ということで、宿泊については、芦北と、また水俣に泊まれる。また、八代まで交通網の発展で年々少なくなっておる状況でございますけれども、今後、部会の中ですね、冊子の中に入れ込むとか、またパンフレットを作つてですね、芦北町の商品の紹介等を行いながら、是非、芦北町はこういったものを作っているんだということをPRしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） その中でですね、私、一つ考えたんですけれども、町には温泉施設がたくさんございます。町の直営の温泉センターもありますし、それぞれ温泉がありますが、選手、役員、いっぱいいらっしゃいますので、一つの宣伝として私なりに考えたことが、例えば半額券を発行するとか、そういうことで温泉に行つて帰っていただく。そうしますと、芦北町に選手として、役員として行つて、応援に行つて良かったなあと、そういう声ができますと、ますますまた芦北町の温泉センターあるいはいろんなところの温泉が活性化してくると思いますので、その点についてはどう考えていらっしゃいますか。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 古村議員さんの趣旨について、十分御理解いたしております。県内から8,000名の方々がお見えになる。その中に芦北町においては16会場ですから、約3,000名ということであります。今後、部会の中ですね、水俣のPRもせにやならないと、津奈木もせにやならないということがありますので、十分部会の中でもみながら、そういった割引券の配布等は各市町横並びですね、検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 次に、老人ホームの民営化についてですけれども、検討委員会の経過は先ほど聞きました。その中で一番私が気になるのは、この前の全員協議会でも説明がっておりますが、職員の方がいらっしゃいます。そのほか嘱託職員も十数名いらっしゃる中でですね、その職員の配置あるいは嘱託職員のことについてちょっとお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） お答えします。

現在、町の正職員が１０名、嘱託職員が１１名、計２１名で今実行しております。この町の職員につきましては、もう２３年４月１日に一般事務あたりをできるように研修を考えております。

それから、嘱託職員につきましては、移譲先の社会福祉法人で雇用を条件にお願いすることとしております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○５番（古村逸男君） それから、先ほどの答弁にもありましたが、民営化する場合に有償譲渡という方針が決まっておるということを聞きました。有償になりますと、土地、建物、その他備品、いろいろあると思いますが、そういうのはどういう鑑定といいますか、どこか業者に頼まれてその有償する金額を出されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 老人ホームの土地、建物の鑑定評価につきましては、もう既に鑑定評価が終わっております。６月１７日に不動産鑑定委託完了検査が終わっております。もう鑑定価格、評価額も算出しております。ただし、この価格については、公表は差し控えたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○５番（古村逸男君） なぜこういうことを申し上げたかと言いますと、有償で譲渡すわけですので、町の大切な財産であります。これを適正に評価して、そして移管先に移譲していくというのは大切なことだと思いますのでこういう質問をいたしました。お聞きしましたので結構です。

それから、今、入所者が５０名程度ですかね、いると聞いておりますが、その入所者あるいはその入所している保護者の方、そういう方に対しての周知徹底はどのようにされておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） お答えします。

民営化計画の入所者、家族、職員への説明を６月２７日に説明会を開いて終わっております。

それから、民生・児童委員ほか関連機関への説明も６月２３日に行っております。今後、いろいろと事業が確立しました時点で、また関係者には説明をしたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） はい、分かりました。これは非常に大事なことです、保護者が不安にならないように、入所者が不安にならないように、よく理解を求めているのだと思います。

それにつきまして、私も芦北区に住んでおりますが、老人ホームは芦北区にございます。その中で2、3問い合わせを聞いておりますので、ここで御紹介したいと思いますが、特に芦北区の住民の方は、老人ホームがあるのは知っておりますので、ちょっと耳にしたがどうなっているかということでありましたので、こういうのが徹底して、ある程度先が見えたら、芦北区の住民の方々にも特に説明をお願いをしたいということをお願いをしたいと思いますので、いかが考えていらっしゃいますか。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 古村議員さんの考えたとおり、地区住民の方にも説明会を開く予定でございます。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） はい。時間ももう相当12時過ぎておりますので、こころで終わりたいと思いますが、先ほどから申し上げますように、県民体育祭は地元での開催でありますので、郡の選手の、芦北町の選手、あるいは津奈木、葦北郡としての上位入賞を目指すために、特に芦北町の選手に対しては活躍をできるように、町としても最大の援助をお願いをしたいと思います。

そして、老人ホームの民営化については、町として引き受けする民間に対して、綿密な打合せ等を行いですね、先ほど申し上げました入所者、地区民あるいは町民の方に、ぴしっとした知らせをお願いをしたいと思います。特に不安がないようお願いをしたいと思います。移管する、引き受けをする福祉老人医療施設については、綿密な移管ができますように、町としても最大限の努力をして、要望をして質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 古村君の質問が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩し、午後1時15分より開会します。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後の質問者、元山君。

○9番（元山秀志君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから通告いたしました2つの問題について一般質問を行います。

まず、1つ目の質問であります県道田浦港線の進捗状況と松ヶ崎地域の今後の計画についてであります。松ヶ崎地域の整備事業につきましては、平成元年から県の事業として、防波堤や船揚場が建設された田浦港地方港湾改修事業と、長さ360メートルの人工海水浴施設や管理施設が建設された田浦港港湾海岸環境整備事業の2つの事業で整備されたものでありまして、総事業費44億円余りをかけて、平成14年度に完成いたしました。その後、平成15年6月に施設の巡視、清掃、植物の管理、合併浄化槽の管理など、町で費用を負担して田浦港海岸の維持管理を行う内容の協定書が締結されたわけですが、田浦港への唯一の進入道路であります県道田浦港線の改良工事は実施されないまま、道路幅員の問題から地域住民の強い反対もあり、供用開始の時期については県道田浦港線の改良工事完了後ということになっています。以上のように、松ヶ崎海水浴施設及び管理施設の供用開始については、県からの管理委託を受けてから、活用されないまま7年という歳月が経過した中、未だに県道田浦港線改良工事の完了を待っている状況です。

ここで町長にお伺いいたします。まず1点目は、平成19年3月定例会一般質問において、県道田浦港線改良工事完了年度について質問した際、県の説明によると平成23年度完成予定であるとの答弁でありましたが、現在の進捗状況はどうなっているのか、また完成年度についても変更なく進められているのかお伺いをいたします。

2点目に、本町は御立岬公園海水浴場と芦北総合公園鶴ヶ浜海水浴場の2つの大きな人工海水浴場を有しており、減少傾向にある来場者数の維持・増加のために、様々なイベントやスポーツ大会などを開催したり、PRに努められている状況です。そのような中、新たに松ヶ崎海水浴施設を現状の海水浴場としてのみの一般開放となりますと、集客が見込めず、維持管理費だけがかかる施設になってしまい、逆に来場者があつたとしても、集客の分散化につながり、既存の2つの海水浴場にとってマイナスになることが考えられます。このようなことから、松ヶ崎海水浴施設については、他の海水浴場とは異なる特色をもった活用法が望まれるところですが、この点につきましても平成19年3月定例会一般質問に対する答弁で、期待が寄せられている反面、懸念する事項もあるので、第三者を含むプロジェクトチームをつくり、その中で協議をし、いろんな発想や計画を立てていきたいというお答えでしたが、これまでの間、どのような協議がなされてきたのかお伺いいたします。

3点目に、予定どおり平成23年度中に県道田浦港線道路改良工事が完了するのであれば、工事完了と同時に万全の体制で供用開始ができるように様々な準備が必要になってくると考えますが、工事完了予定まで2年を切った中、松ヶ崎海水浴施設及び施設周辺の今後の利用計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

次に、2つ目の質問であります防災対策についてであります。特に防災組織の中心にあります消防団のことについて質問をいたします。地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要因動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取り組みなど、地域の安心・安全の確保の上で不可欠な組織であります。

しかし、総務省発表の過去5年間における全国の消防団員数の推移を見てみますと、年間平均8,000人を超える消防団員が減少している現状にあり、県内の状況につきましても、昨年9月18日の熊日新聞報道で「県内の減少数全国一」の見出しのとおり、平成21年4月1日現在の県内の消防団員数は、前年比372人減で、全国で最も減少していることが総務省、消防庁のまとめで分かりましたが、高齢化や人口流出などが背景にあると考えられています。

このような状況から、県内各市町村では、団員確保のために消防団OBに支援を求めたり、地元に住んでいない職員の加入を促したりするなど、知恵を絞っているのが現状のようです。

本町におきましても、今定例会初日に、議案第40号、機能別消防団員制度導入の説明の中で、平成17年合併時に732人いた団員が、現在628人と、104人減少している状況であり、年々減少する消防団員の確保対策として、今回、火災時等に限定して出動する機能別消防団員制度を導入したいとの説明でありました。

ここで町長にお伺いをいたします。まず1点目に、本町の消防団員定数は660人と条例で定めてありますが、合併以来、団員数の減少に伴い、定数を減らした経緯がありますが、現在の定数は面積や住民数など、類似する団体と比較してどのような状況にあるのかお伺いいたします。

2点目に、消防団員の減少に歯止めがきかない状況にある中、団員確保対策として今回導入した機能別消防団員制度も含め、定数維持及び団員確保のために、これまでどのような対策を講じてこられたのかお伺いをいたします。

3点目に、全国的に消防団員が減少しているため、平成18年から消防庁が推進する消防団協力事業所表示制度がありますが、これは勤務中に出動しても不利な待遇をしないなど、消防団活動に理解を示す事業所を自治体が認定する制度で、県内では平成20年3月の南阿蘇村を皮切りに、山鹿市、八代市、宇城市など、制度の導入が進んでいる状況ですが、本町は導入をされていない現状にあります。しか

し、本町消防団員の就業形態も近年大きく変化をしてきており、町職員で構成する機動分団を除く第1分団から第9分団までの消防団員の居住地及び就業地の調査結果を見ますと、自営業など、住所地が就業地である団員が107人で、全体の19%、町内事業所が就業地である団員が285人で、全体の52%、町外事業所が就業地である団員が161人で、全体の29%となっており、非雇用者の割合が80%を超えている状況にあります。また、昼間の火災や災害時に出勤率の高い自営業等の住所地が就業地となっている団員数についても各分団ごとで見ると人員を確保できているように見えますが、実際の出動は部単位での出動が基本であり、出動する際の最低必要人員を確保できない部も出てきているのが現状です。

以上のようなことから、災害時の団員確保のためには、団員数の52%を占めている町内事業所に対して、消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠と考えますが、町内各事業所との協力体制の推進を図るために、消防団協力事業所表示制度の導入の考えがないかお伺いをいたします。

4点目に、今定例会初日に議決し、導入が図られました機能別消防団員制度は、団員を確保する上で、また団員定数を維持していく上でも、大変有効な制度であると思いますが、今回配置される特別団員18人を現基本団員に加えても646人で、若干の定数割れの状態となります。今後、この制度を活用し、特別団員を増やしていく考えがあるのか、今後の計画についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。再質問があれば自席にて行います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 元山議員の御質問にお答えいたします。

まず、県道田浦港線の件でございますけれども、本線の進捗状況につきましては、現場サイドの具体的内容でありますので、担当課長から説明させます。

続きまして、御立岬海水浴場並びに鶴ヶ浜海水浴場との関係から、特色ある運営が望まれるということでございますけれども、現在は港湾施設として熊本県との協定の下、管理をしております。これまで運営等についての具体的な協議は行っておりませんが、事務レベルではいろいろな活用方法について検討をさせております。しかし、平成19年3月定例会において、元山議員の質問にも答弁をいたしておりますとおり、いよいよ県道の供用開始が見えてきましたので、今後の利用計画につきまして、まずは施設の補修等を含めて、県と協議を早急に行い、利用計画並びに運営につきまして、多方面から御意見を聴取しながら、計画を取りまとめてまいりたいと考えております。

続きまして、防災対策で消防団員定数に係るお尋ねでございます。芦北町の消防団員条例定数は、先ほどの御発言のとおり、現在660人となっております。一概

に比較はできませんが、県内の人口規模の近い自治体を調べておりますので、担当課長から説明をさせます。

続きまして、消防団員確保のためにどのような対策を講じておるかということでございますが、常時、地元の分団で入団勧誘を行っているところであります。しかしながら、新規の入団はなかなか難しいようであります。今後とも、地元分団、区長、公民館長などを通じて、消防団員の更なる確保対策に努めてまいります。ちなみに、近年では役場機動分団を退団し、地元の分団へ入団する事例もあっておりますので、申し添えておきます。

続きまして、各町内事業所との協力体制に係るお尋ねでございます。御質問のとおり、全国においても消防団員の就業形態が大きく変化しておりまして、芦北町におきましても、サラリーマン団員が増加していることから、町内各事業所との協力体制が必要と考えているところであります。今後一層、事業所との連携強化を図り、消防団活動への御理解及び御協力を得て、従業員の入団促進を図るとともに、勤務時間中の消防団活動への便宜等、活動環境の整備促進を図っていきたいと考えます。お尋ねの制度導入につきましては、前向きに検討をしていきたいと思っております。

続きまして、機能別消防団員制度は団員確保に有効と考えるが、今後の計画はというお尋ねでございます。今後につきましては、機能別消防団員制度を活用しての防災体制の強化を図ります。今後の計画としましては、条例定数の範囲内で配置を行ってまいります。人員の配置につきましては、昼間の団員のいない地区で所轄の消防署からおよそ10キロメートル以上の地区に団員の配置を計画しております。

以上、最初の答弁に代えさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田茂幸君） 松ヶ崎地域整備関係、第1点目でございます。県道田浦港線改良工事の進捗状況と完成予定年度についてお答えいたします。県芦北地域振興局からの説明によりますと、進捗状況につきましては、いずれも21年度末であります。事業量ベースでは計画延長690メートル、供用延長292メートルで、この進捗率は42.3％となります。事業費ベースでは全体事業費4億400万円、21年度までの事業費2億2,900万円で、この進捗率は56.7％であります。なお、本年22年度は9,500万円の工事が予定されております。

次に、完成予定年度につきましては、平成23年度を目指しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） 本町の消防団員定数は、類似団体と比較してどうかとの御質問にお答えいたします。平成17年国勢調査人口に対します団員数の割合を見ますと、芦北町の3.2%に対しまして、長洲町が2.6%、御船町が2.4%、山都町が4.9%、あさぎり町が4.3%となっております。ちなみに、水俣市は1.8%となっております。率だけで比較しますと、芦北町は平均的な定数と思われます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 元山君。

○9番（元山秀志君） それぞれ御答弁をいただきましたが、まず1つ目の質問の第1点、進捗状況につきまして御答弁いただきましたが、現在のような進捗状況。それと、平成23年度完成を目指して今進められているという御答弁で、大変安心をいたしました。この県道改良につきましては、県道であること、また改良することになった経緯からして、県に責任があることはもちろんでございますけれども、現在、県の財政が大変厳しい状況の中で、毎年予定どおり進捗をしてこれらしたことについては大変有難いことで、また要望活動を地道に行ってこられた執行部に対しまして敬意を払うものですが、今の説明で平成22年までは9,500万円の予算が付けられているということで、先ほど説明があったように、平成23年度の完成を目指すのであれば、23年の予算に表れてこなければなりません。そのためには是非、23年度中に予定どおり完成しますように、今後も地道なというか、予算査定等迫っておりますので、県の方にしっかりと要望活動を続けていただきたいというふうに思います。

2点目、3点目につきましては、まとめて御答弁がありましたが、前回の平成19年の質問から3年経っておりまして、また管理委託を受けてから、既にもう7年経っているわけです。前回の御答弁にもありましたように、プロジェクトチームなどをつくって協議していくという御答弁でしたが、今、事務レベルでの検討はされていると、県と具体的な協議についてはこれからという御答弁でございましたが、事務レベルでの検討での状況でも構いませんし、このことにつきましては、あの松ヶ崎海水浴施設をどのように活用する考えがあるのか、具体的な御答弁がございましたが、これまでの期間、検討された内容で構いません。また、町長の私見でも構いませんので、あの施設をどのように活用していこうと、また県との協議の前に、町としてはどういう方向であの施設を利用したいというふうに考えておられるか、答えられる部分で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この件につきましては、いよいよもう供用開始が間近に迫って

おりますので、確実にそれが実施されますように強く県に要望してまいりたいと思います。また、活用につきましては、プロジェクトチームをつくりまして、多様な方面から、多様な意見を取りまとめまして、御立岬海水浴場、そして鶴ヶ浜海水浴場にはない特徴をもたせたいと思います。単なる海水浴場としてではなくて、一般利用される方々に快適なレクリエーションの場とか、あるいは憩いの場、あるいは自然観察、あるいは水性動物の学習等々が子どもたちにできるような施設、そういった海岸公園的な施設として整備できればなというふうに思っております。今後、いい御知恵等がございましたら、お貸しいただきたいなと思っております。

○議長（藤井公明君） 元山君。

○9番（元山秀志君） 初めて、松ヶ崎施設の今後について、具体的に町の考えとして示されたわけですが、私ももう再三申し上げておりますとおり、2つの既存の海水浴場との関係から、是非そういった形で活用方法がいいんじゃないかなというふうに、私個人的にも考えておりました。今、町長のお考えをお聞きして、海岸公園的な施設として利用したいというお考えですが、是非、今後、県との協議を重ねる中で、そういった形で利用できるのであれば、そういう形で利用していけたらなあとというふうに思いますので、是非、積極的な要望をしていただきたいと思ひますし、このことが地域住民の方に知れ渡ることによって、御心配されている方々もたくさんいらっしゃると思います。そういう方向性であるというふうに聞こえましたならば、地域住民の方々も大変安心されるんじゃないかと思ひますし、また踏切から3号線までの道路改良等については、県の方も考えていらっしゃるようですので、そういった面も含めて、地域住民の供用開始に対する理解というものも得られるんじゃないかと思ひますので、是非この県に関しましては、はっきりし次第、地域住民の方々にもしっかりと説明をしていただき、また供用開始前には必ず入念な詳細な説明を地域住民の方にしていただいて、納得された形で供用開始をしていただきたいというふうに思ひます。

その中で、1点確認をさせていただきたいことがありますが、前回、平成19年にも質問いたしました、松ヶ崎海水浴場の中心に建設されております管理施設、トイレとかシャワーとか整備されています休憩施設とでも申しましょうか、あの施設について、建設されたのが平成13年度であります。24年に供用開始されるとしましても、もう既に10年が経過する施設になっておりまして、現場を見ましても、長年利用されないまま放置されているということで、随所に傷みが見られるわけですが、この修繕等が必要になってくるわけですが、この点につきましても、県の方が責任をもって供用開始する前年度に、責任をもって改修するという御答弁をい

ただいております。この点につきましても、現在でもその確約が取れておるのか、その点について確認をさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 施設につきましては、私も見ました。当初は相当立派な施設であったと思いますが、傷みが随分進んでおるように思います。この件につきましては、いわゆる補修でありますけれども、県が対応することによりは変わりはないので、しっかりとそこは私もまた念を押してまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 元山君。

○9番（元山秀志君） はい。県が責任をもってやっていただけるということで、確約が取れているということで、大変安心をいたしました。そういうことであれば、先ほど申し上げました23年度予算、県の予算ですけれども、そういった補修の費用というのも数字として表れるべきでございますので、重ねて県の方への要望活動をしっかりとやっていただき、地域住民の安心・安全のために早期に完了しますように今後も地道な活動をお願いいたします。

以上、この件につきましては質問を終わり、次に移ります。

2つ目の質問ですけれども、定数について、他市町の状況というのが人口に対する割合で、パーセンテージで説明をいただきましたけれども3.2%と、数字だけ見ますと、合併した町がやはり率が高くなっているように感じますが、本町判断としては平均的な数値であるという判断でございました。私もそのように、今の説明で認識をいたしますが、今後につきましては、この定数をできるだけ維持するように、定数はこのまま維持し、また実団員についても定数いっぱいを目指して維持していただくような努力をお願いいたします。この後、質疑でも触れますけれども、了解をいたします。

3点目の事業所に対する消防団協力事業所表示制度の導入につきましては、先ほど町長の御答弁で前向きに検討すると、積極的な御答弁をいただきましたので、併せて御提言したいことがございます。この町内各事業所にこの表示制度をお願いし、協力をしてくれた事業所につきましては、その表示制度を掲示することによって、地域に貢献しているというPRにもなるわけですが、それに併せて消防団協力事業所に対して建設工事等の入札参加資格に係る特例措置を設けている自治体もあるように聞いております。本町としては、その前向きに検討する中で、こういった特例措置等も考え、協力してくれる事業所に対してのメリッ的な部分で考えていないか町長にお伺いをいたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 近年、企業の社会貢献等々が注目されておりますが、それが総

合評価制度というものにも関わってまいりまして、国・県等もですね、その制度導入等につきましては検討するよというこでですね、本町にも来ておるところでございますが、お尋ねの点につきましては、制度導入を検討していく中で、建設工事等の入札参加資格に係る特別措置等もですね、併せて検討していきたいと思ひます。

○議長（藤井公明君） 元山君。

○9番（元山秀志君） 併せて検討していただけるということで、今回は前向きという言葉は抜けておりますが、是非、協力してくれる事業所に対しましては、さらなる連携強化が図られると思ひますし、またそういうメリッ的な部分があることよって、協力体制がさらに増すんじなかるうかと思ひますので、是非この制度導入を図られる際には、そういった部分も対応していただき、前向きに検討をしていただきたいと思ひます。

次に、2つ目の4番目の機能別消防団員制度の件につきまして御説明をいただきましたが、この条例の定数の範囲内でこの制度を活用して団員を補充していく、またこの制度に関しましては要件として10キロ圏外という要件があるというふうに御説明でしたけれども、この件に関しましては、この10キロを超える地区について、今回、9地区18名の団員を確保されたわけですが、先ほど1回目の質問で申し上げた、住所地と就業地の調査結果を見ますと、10キロ圏内であっても出動する際の必要最低人員を確保できていない部があるのが現状です。今回、その10キロ圏外という要件を定めた理由には、多分、所管の消防署から10キロ圏内であれば消防車が短時間で到着するということでの要件に入れてあるかと思ひますけれども、それはもうもちろんでございます。今回、各2名ずつ補充をされた地区については、事業者、地元で働いている方も少のうございますし、そういった状況でありますので、今回補充されたことについては、何の異論もありませんし賛成であります。ただ、その10キロ圏内であっても、そういう状況にあるということを御認識いただいて、この10キロ圏内という要件を今後この要件から外すとか、そういう考えがないか、これは加えて説明を具体的にさせていただきたいと思ひますが。

私も現職の消防団員でございます。私が所属する部のことでお話をさせていただければ、一昨年、分団長を経験され、25年で退団された自営業者の方がいらっしゃいます。今年度25年を満期に退団される元分団長ももう一人いらっしゃいます。そういう方というのは退団されたあと、そのままその機能別消防団員制度の活用でその団員となれば、災害時の最大の人員となってくれる方々でございます。今後そういう方々が出る、退団されるというのは、それぞれの分団であり、部が一番

把握をされていることですし、その退団される方の人物像なりも分かった上での推薦という形であれば、この10キロ圏外・内という要件を外して、そういう中で優れた人材を消防団員として残していく。いざというときに、そういう人たちが基本団員に協力して火災活動であったり、災害活動に出動するという形がベストではないかと思います。今回18名の補充でございましたが、定数にまだ14名ほどありますし、また新しい年度を迎えるときには、退団者と新入団の関係を見れば、多分減少しているんじゃないかと思うんです。そういう中であれば、柔軟にそこを対応していただいて、先ほどから申し上げておりますとおり、定数一杯の定員を維持していくという形にもこの制度が活用されるんじゃないかと思いますので、この点について再度、はっきりした御答弁はいただけなくても、検討していただければと思いますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 原則10キロメートル以上としておるところでございまして、一つは御発言のように、所轄の消防署から比較的短時間でいけるところ、そして役場機動分団、これも非常に機動力をもっておりますので、そういうところが短時間で効力を発揮できる範囲がおよそ10キロではなかろうかというもとでこれが設定してございます。先ほど申しましたように、原則論でございまして、基本団員の確保がなかなか難しい状況の中でございます。したがって、そこは地域の実情にも配慮しながら、弾力的に対応してまいりたいと思います。当然、消防団とも協議をしながら進めていくということであります。

一方では、自主防災組織の充実もですね、退団された方々、積極的に関わっていただきたいということをお願いもしてございますので、そういうものとの関連性も勘案しながら、御質問の趣旨にできるだけお答えできるような姿勢で進めてまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 元山君。

○9番（元山秀志君） はい。それぞれの地域に応じた形で柔軟に対応していくという御答弁でございましたので、これを最後にいたしますが、是非、先ほど申し上げた協力事業所の表示制度並びにこの機能別消防団員制度、こういった制度を活用しながら、町民の安心・安全を守ってくれる消防団員維持、定数確保に今後も努力をお願い申し上げ、これで私の一般質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 元山君の質問が終わりました。

—————○—————

○議長（藤井公明君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後1時52分

平成 22 年第 5 回芦北町議会定例会議事日程（第 3 号）

平成 22 年 9 月 15 日

午前 10 時 開 議

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

（一括議題＝日程第 13 まで）

日程第 1 認定第 1 号 平成 21 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 平成 21 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 平成 21 年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 平成 21 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 平成 21 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 平成 21 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7 号 平成 21 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8 号 平成 21 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9 号 平成 21 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 10 号 平成 21 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 11 号 平成 21 年度芦北町水道事業会計決算認定について

日程第 12 陳情第 6 号 橋本川左岸生活道路・通学路の町道認定について

日程第 13 陳情第 7 号 町道白木松生線及び庵の山線未改良区間の早期の整備について

日程第 14 議員派遣の件

（一括議題＝日程第 18 まで）

日程第 1 5 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査
の申出

日程第 1 6 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）
調査の申出

日程第 1 7 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）
調査の申出

日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出
（閉 会）

2 出席議員（15人）

1 番 坂 本 登 君	2 番 林 田 燿 宏 君
3 番 宮 内 道 則 君	4 番 寺 本 順 一 君
5 番 古 村 逸 男 君	6 番 白 坂 康 浩 君
7 番 草 野 安 道 君	9 番 元 山 秀 志 君
10 番 宮 尾 秀 行 君	11 番 平 松 洋 一 君
12 番 川 尻 成 美 君	13 番 水 口 宣 之 君
14 番 岡 部 恵美子 君	15 番 寺 本 修 一 君
16 番 藤 井 公 明 君	

3 欠席議員（1名）

8 番 前 田 徹 一 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 本 山 嵩 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長 井 川 良 一 君	企画財政課長 井 上 民 男 君
田浦基幹支所長 早 川 純 一 君	税 務 課 長 農 中 豊 君
住民生活課長 迫 本 文 雄 君	商工観光課長 坂 梨 優 君
福 祉 課 長 大 岩 憲 治 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
建 設 課 長 竹 田 茂 幸 君	上下水道課長 山 本 正 博 君
教 育 課 長 永 田 光 洋 君	生涯学習課長 中 原 豊 徳 君
会計管理者兼 会 計 室 長 野 口 博 司 君	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 山 勝 廣 君 次 長（係長） 岡 田 謙 治 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

前田君から欠席届が出ております。

本日の日程はお手元に配布しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第 1 認定第 1 号 平成 21 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 平成 21 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 平成 21 年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 平成 21 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 平成 21 年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 平成 21 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 7 号 平成 21 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 8 号 平成 21 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 9 号 平成 21 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 10 号 平成 21 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 11 号 平成 21 年度芦北町水道事業会計決算認定について

日程第 12 陳情第 6 号 橋本川左岸生活道路・通学路の町道認定について

日程第 13 陳情第 7 号 町道白木松生線及び庵の山線未改良区間の早期の整備について

日程第 14 議員派遣の件

○議長（藤井公明君） 日程第 1、認定第 1 号「平成 21 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 13、陳情第 7 号「町道白木松生線及び庵の山線

未改良区間の早期の整備についての陳情書」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とします。

それでは、定例会初日に、各常任委員会に付託しておりましたので、委員長にその報告を求めます。

質疑は、３人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員長報告を申し上げます。

去る９月１日本会議におきまして、当委員会に付託されました認定第１号、平成２１年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、９月７日と８日に審査を行いました。

審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されたか、また事業の成果はどうであったか、決算を見て次期予算編成や行政執行に生かされるよう慎重に審査をしましたので、その経過と結果を報告します。

一般会計の歳入決算総額は１０７億９,７９１万円で、歳出決算総額は１０３億７,７３６万５,０００円となっております。自主財源は２７億２,３８９万５,０００円で、歳入総額に占める割合は２５.２％、依存財源は８０億７,４０１万５,０００円で、７４.８％となり、自主財源比率は前年度より０.５ポイント増加しております。経常収支比率は８９.９％で前年度から１％改善しており、財政力指数は０.３０と前年度と同じとなっております。

まず、企画財政課所管の主な事業を申し上げます。

企画調整係においては、芦北町総合計画後期基本計画策定の実施及び生活路線の確保として路線バスの維持を図るため、バス事業者に対し補助金の交付が行われ、路線バス再編の検討のための乗降調査や実証運行等が行われております。また、芦北町の高速交通対策では、南九州西回り自動車道の全線開通に向け期成会による積極的な要望活動が行われております。

その他、世界農林業サンス等統計調査と地上デジタル放送化に向け町内の自主共聴組合１３地区（２３６世帯）に対して、補助がなされております。

行政改革推進係においては、「芦北町集中改革プラン」の実現のために、実施計画書に基づく進行管理が行われ１２件の改革事項の実行がなされました。

まちづくり推進係においては、国際化・国際交流事業で、韓国から自治体職員を受け入れる「自治体協力交流事業」が実施され、国際貢献事業では、カンボジアに４校目となる学校の贈呈が実施されております。

その他、芦北町まちづくり支援事業では、町内各区における住民の自主的な活動

支援を目的に60区に補助金が交付されております。

佐敷地区景観形成住民協定活動支援事業では、景観形成住民協定に基づき、建物修景2件が実施されております。

大関水特産品商品化事業では、「大関山湧水・真っ清水」の委託製造・販売が3年目となり、町内、熊本市内及び都心等のホテル、物産館での販売が引き続き行われております。

また、各種団体等が取り組む地域づくりを支援する「ふるさとづくり基金運用事業」や、コミュニティ活動の促進を目的とした「コミュニティ助成事業」も実施されております。

財政係におきましては、経常経費の削減を図るため、町債の繰上償還の実施及び漁港整備や排水施設整備などの大型事業に過疎対策事業債や合併特例債等の有利な起債を財源として活用されております。

なお、財政指標は前年度と比べ、経常収支比率は1ポイント改善、実質公債費比率は1.2ポイントの減、公債費負担比率は2ポイントの減、実質収支比率は0.5ポイントの減となり、全体的に好転となっております。

主な質疑として、ふれあいツクールバスの実証運行により財政的なメリットがでているので、他の地区からの要望があった時の対策はどうなっているのかとの質疑に対し、現在、他の地区住民に意向調査等を行い検討中であるとの答弁がありました。

次に税務課について申し上げます。

まず、平成21年度の町税収納状況は、現年課税分調定額14億9,901万5,267円に対し、収納額14億7,756万2,698円で、98.57%の徴収率となっております。また、滞納繰越分は、調定額9,833万6,594円に対し、収納額は、1,423万9,761円で、14.48%の徴収率となり、合計で前年度比調定額が1億2,825万7,555円、収納額が1億2,752万6,347円の減となっております。

調定額と収納額減の主な要因としては、個人町民税で、企業業績の悪化等による所得の減少及びリストラ等による失業者の増加による所得の減少によるものです。また、法人町民税において、一昨年秋口以降の急激な経済不況等により輸出関連企業を中心に大幅な減収益がみられ、本町においては、(株)テラプローブ及び東海カーボン(株)が特に大きな影響を受け大幅な減少となりました。

地籍調査事業につきましては、登記が完了した地区の地籍調査事業の成果が、公共事業の計画、用地買収、土地に関する諸行政の基礎資料及び土地取引の円滑化、境界トラブルの防止など多方面に活用されております。

主な質疑として、徴収の取り組みについての質疑に対し、滞納者に対し督促状発送、催告状発送、納税相談等を実施し、金融機関の預貯金残高調査及び生命保険会社の契約状況調査を行い、預貯金や解約金などの差し押さえや、個別訪問等を行っているとの答弁がありました。

次に基幹支所について申し上げます。

職員7人体制により、広範囲にわたる業務を、本庁関係課と連携を密にして迅速かつ適正な事務処理が行われ、住民への利便性の向上に努められております。また、庁舎、公用車の維持管理についても良好で適正に行われております。

主な質疑として、年間延人数で何人位の利用者があるかとの質疑があり、窓口に約1万人の利用者があるとの答弁がありました。

次に議会事務局については、議会活動の活性化を図るため、視察研修が実施されたほか、会議録の配布や議会だよりの発行により、開かれた議会運営がなされております。また、平成22年3月に町議会議員の改選が行われ定数が22人から16人に削減がっております。

次に、総務課所管について主な事業を申し上げます。

男女共同参画計画の推進については、芦北町男女共同参画計画に基づき、各種研修会の参加及び講演会の開催を行うなど、啓発活動が行われております。

定額給付金については、国の景気対策として、平成21年2月1日現在で本町の住民基本台帳に記録されている方に給付が行われました。給付実績は支給件数で99.19%、給付金額で99.71%となっております。

交通安全対策事業については、交通指導員を中心とした街頭指導及び小・中学生や高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚が図られております。

防犯対策事業については、生活安全安心推進協議会の開催や、防犯灯の設置補助により防犯と通行の安全確保に努められております。

防災対策の強化については、消防施設費において、防火水槽1基の新設や小型動力ポンプ付積載車3台が更新されるなど消防施設整備の充実に努められております。

防災意識の高揚を図るため、防災行政無線を使用して各種災害等に関する情報を随時発信し、災害時における緊急連絡体制の充実に努められ、また、行政からのお知らせやお悔やみ情報など必要な情報発信がなされております。

人事管理については、19年度から試行導入された人事評価制度が3年目となり、評価者研修会や前期後期についての評価が実施されております。

職員研修については、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、自治大学、熊本県派遣研修をはじめ新人職員研修等を行うとともに、職員の政策能力の向上と

意識改革を目的に全国市町村国際文化研修所研修が取り入れられております。

地区座談会については要望のあった地区で、区長会は年３回開催され、町からの連絡や各区からの要望意見等について集約・対処がなされ、行政運営の充実が図られております。

入札・契約事務事業については、公正かつ適正な事務を執行し、地場企業の育成と発展及び雇用の確保を促進するため町内企業への発注に努められております。

庁舎等の維持管理については、特に庁舎冷暖房の温度設定及び昼休みの消灯などの節電を心がけ、電気料の抑制に努められております。

財産管理費については、利用計画のない町有地や国から譲与された里道水路の払い下げが行われ、また旧ヤングサンシー跡地の建物を解体し財産の有効活用に努められております。

広報関係については、広報紙・まちだよりを発行し、行政施策の周知、町内ニュース及び諸行事の連絡を行い、さらに芦北町公式ホームページで、行政施策の詳細やイベント開催情報など町内外に広く本町のアピールに努められております。

電子計算費については、老朽化により総合行政システム及び情報系システムサーバの入れ替えが行われております。

選挙費については、衆議院議員総選挙及び芦北町議会議員一般選挙が実施されております。

主な質疑として、職員の時間外勤務について、健康上の問題等もあり、改善の余地がないかとの質疑があり、職員の中に時間外勤務が多くなっている部署があるので、実態を把握した上で、健康管理に配慮しながらできることから改善するとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第１号「平成２１年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、慎重に審査した結果、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、草野建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

９月１日の本会議において、当委員会に付託されました認定第１号及び認定第５号、第６号、第７号、第８号並びに第１１号を担当課出席のもと、現地調査も含めて９月６日、８日の２日間にわたり、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、建設課が所管する科目について申し上げます。

防災・災害対策事業では、浸水被害の解消に向け、小田浦地区で強制排水ポンプ設置に伴う測量設計及び排水路改修工事を実施し、その他3地区でも排水施設工事の着手及び測量設計業務を行っております。また、落石及び崖崩れ等の危険回避のための災害防除事業を4路線で施工しています。公営住宅等管理事業では、修繕工事に合わせ前年度に引き続き水洗化工事などを実施しております。

交通ネットワークの整備では、道路改良事業を17路線、橋りょう新設工事が1件施工され、交通安全施設設置事業等が44路線施工されました。

排水路整備事業では、都市計画区域外3箇所の家庭排水路整備に補助を行っております。

主な質疑を申し上げますと、住宅使用料の滞納に対してこれまでの徴収状況と今後の対応についてはとの質疑に対し、戸別訪問を随時行っており、これまでは口頭約束が多かったが、現在は分納の誓約書をとって徴収率向上に努めているとの説明がありました。

次に、農業委員会事務局が所管する科目について申し上げます。

農業委員会では、昨年農地法の改正があり、農地の転用や賃借等の規制が見直され、新たな事務が追加されています。

毎月1回開催される農業委員会総会では、農地法に基づく申請92件及び農地形状変更届10件を処理しました。農業経営基盤強化促進事業による農地の流動化は、新規が108件の369,433平方メートル、再設定が33件の101,529平方メートルであります。農業者年金について、農業者年金受給者総数は392人となっております。

主な質疑を申し上げますと、耕作放棄地に対してどのような指導をしているかとの質疑に対し、草や雑木で原野化しているところは、所有者の意向を踏まえ農地法に基づいた指導を行い、機能回復できるところは適切な管理を実施するよう助言していきたいとの説明がありました。

次に、農林水産課が所管する科目について申し上げます。

農業振興費の水田農業経営確立対策では、生産調整目標数量2,596トンに対して2,469トンの実績で目標を達成しました。果樹振興対策では、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業などにより、デコボンハウス施設の設置や優良苗木への改植、柿「太秋」の産地化を目指すための苗木新植及び防風防鳥ネット設置事業等を実施しております。

畜産振興対策では、あしきた牛のブランド化を促進するためのあしきた産子牛や繁殖牛の購入費助成や畜産ヘルパー事業等を実施し畜産経営の安定化を図っており

ます。

その他、鳥獣被害対策として防護柵の設置や被害防止対策協議会を立ち上げ、被害防止に取り組む体制を強化しました。

林業費では、昨年度に引き続き、林業、木材産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建設に対し支援を行いました。また、国の経済対策交付金事業を活用して条件不利地の森林を対象に、作業路の開設及び間伐に対する助成を行い、森林整備を推進しております。さらに、林道舗装をするための原材料支給や町管理林道の改修工事等を行っております。

水産業費では、漁獲量の減少を改善するためにクルマエビ、ヒラメ、ガザミ及びアユ稚魚等の放流事業を実施したほか、漁船保険料の一部助成、町内中学生によるうたせ船の体験学習及び漁船エンジンのオーバーホール支援等を行っております。

また、漁港整備事業では、昨年度に引き続き、海浦漁港整備を実施し、平成21年度をもって事業完了しております。

主な質疑を申し上げますと、新規就農者は減少傾向にあると思われるが町として何か対策はないかとの質疑に対し、農業経営が安定している農家には若い後継者がいるが、毎年就農者は数名であり、今後は定年者やUターン者等への支援・対策を行っていききたいとの説明がありました。

次に、商工観光課が所管する科目について申し上げます。

商工業の育成と振興につきましては、中小企業に対する資金融資の利子補給及び保証料補給を行うとともに、芦北町商工会の事業に対し補助金を交付しております。

企業誘致対策では、誘致活動の一環として芦北町企業誘致パンフレットを作成し、700社余りの企業にアンケート調査を行い、企業訪問などを実施し積極的に誘致活動を行いました。

労政対策では、失業者を対象に、緊急雇用創出基金事業を活用し、35名の臨時職員を採用し、ふるさと雇用再生特別基金事業では、町内の雇用再生のために、芦北漁協等に3名を雇用しました。

観光振興対策としては、南九州西回り自動車道芦北インターの供用開始及び平成23年に全線開業する九州新幹線を視野に入れ、御立岬公園や海浜総合公園、観光うたせ船等本町主要観光資源のPRを行っております。

また「芦北咖喱街道」は定着したイベントとなっており、観光客の誘客にも繋がっております。

主な質疑を申し上げますと、緊急雇用創出基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業の概要はとの質疑に対し、緊急雇用については、半年から1年の短期間で主に町関係の仕事に雇用するとの説明があり、ふるさと雇用については、民間企業等

に3年間の雇用を行うとの説明がありました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。

各施設の入浴者数は、前年度と比較して合計で2.9%増加しております。

次に、上下水道課が所管する科目について申し上げます。

浄化槽設置費助成事業では、72基の浄化槽設置に対して助成を行っております。

次に簡易水道事業特別会計について申し上げます。

芦北町水道ビジョンに基づき、計画的な施設の改修及び新設等を実施しております。主な事業としましては、町道太田線配水管布設替工事等を行っております。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

適切な施設管理と集落排水施設への接続促進に努めており、前年度と比較して水洗化率が1.6ポイント向上しております。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

本年度から一般会計の浄化槽設置費助成事業に一元化することで、本会計は維持管理のみ行っており、点検回数削減と使用料改定を実施した結果、経費負担の公平性と事業の健全経営を図ることができております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は4,362万9,000円で、さらに営業外収支を差し引いた経常利益は3,347万1,000円となっております。また、当年度純利益と前年度からの繰越利益剰余金を合わせた当年度末処分利益剰余金は3,527万1,000円であります。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成21年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第5号「平成21年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「平成21年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「平成21年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「平成21年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」並びに認定第11号「平成21年度芦北町水道事業会計決算認定について」は審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、陳情2件について審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。

まず、陳情第6号「橋本川左岸生活道路・通学路の町道認定について」を報告します。

本件は、湯浦南行政区長、宮本東洋男氏ほかから提出されたものですが、湯浦小学校児童の通学路となっている生活道路を町道への認定を要望するものです。

審査では、幅員やガードレールの設置等の質疑がありましたが、隣接地も町道認定しており、児童の安全確保のためには必要であるとの意見で一致し、陳情第6号につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に陳情第7号「町道白木松生線及び庵の山線未改良区間の早期の整備について」を申し上げます。

本件は、塩浸行政区長、宮川宣昭氏ほかから提出されたものですが、先般の豪雨により県道が通行止めとなり、地域住民が両町道を迂回路として利用してきましたが、道幅が狭く通行に支障を来しているため、町道の改良を要望するものです。

審査では、普段の利用は少ないと思われるが緊急時には重要な路線であり、将来を見据えると整備すべきとの判断で、陳情第7号につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 最後に、白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） みなさん、おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日、9月1日に当委員会に付託されました認定第1号「平成21年度芦北町一般会計歳入歳出決算認定」と認定第2号「平成21年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」ほか特別会計の決算について、全委員出席のもと、9月6日と9月7日に審査を行いました。

執行部の説明は、成果説明書を基に資料によって詳細に説明を受けました。審査に当たっては、予算が適正に効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を報告いたします。

まず、生涯学習課では、芦北町総合計画で、施策の大綱として掲げてある「魅力的な地域づくり」及び「豊かな心の人づくり」を基本として生涯学習、文化振興、スポーツ振興事業の推進に向け、個性の光る魅力的な事業を計画的に実施し、総合的な振興が図られております。

主な質疑として、予算執行状況の中で、観月会のチケット販売代金の執行率は64%余りであるが、という質疑に対し、当年度は雨のために販売率が低くなった、という答弁でありました。委員会としては、安価で沢山の方々に文化に触れて頂く良い機会であり、啓発についても、もっと検討して欲しいということで要望を申し上げておきました。

温泉プールの利用状況についての質疑には、前年度比1,200人余りの減ということで、委員からは、競技力の向上だけでなく、健康づくりのための利用等も十分考慮されるようにという意見がありました。

また、学校支援地域本部事業は、2年目の事業で田浦小学校に支援地域本部を設置し、児童が楽しく生き生きと学校生活を過ごすことができるように地域と連携した教育活動を展開されておりますが、併せて湯浦小学校で実施されている「放課後子ども教室」についての質疑には、コーディネーターが計画を立てて、毎週火曜日と木曜日の午後3時から午後5時15分まで、学校から地域の方を講師に依頼して、宿題をしたり、伝承遊びを教えたりして、地域住民とのふれあいもあり、誠に良い事業であると感じました。

次に住民生活課に係る決算について報告いたします。

課の再編により、環境対策室が設置され、併せて清掃センターが加わりましたので、一般会計と国民健康保険事業特別会計を含めた、4つの特別会計も合わせてご報告を申し上げます。

まず一般会計の施策の大綱「ひとにやさしい快適なまちづくり」では、保健衛生対策として、母子保健事業を始め予防接種事業、健康増進事業、献血事業等、町民一人ひとりの願いでもあります「心身ともに健康で明るい生活を送る」ための事業を保健センターを拠点に展開されております。また、環境対策として、不法投棄対策、ごみ処理支援対策、狂犬病予防事業及び水俣病関係事業と清掃センターでは徹底した分別収集による資源ごみのリサイクルの推進とごみの減量化等に取り組まれております。

母子保健事業の質疑では、妊婦検診の受診回数については、予定日を待たずに出産した人を除けば、ほとんどが受診しているとの答弁でした。

環境対策関係の質疑で、住民からの140件の苦情があっているが、その内容については、不法投棄と野犬の捕獲が大半で、他に家庭でのごみ焼却や死魚の通報もあったとの答弁でありました。

また、水俣病相談窓口関係の2,886件の相談では、相談者に対して丁寧な説明をしてほしいとの要望を申し上げました。

次に国民健康保険事業特別会計（事業勘定）については、少子高齢化や低所得者層の増加、疾病構造の変化や医療技術の高度化に伴い、国保財政は厳しさを増している中で、被保険者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を目指した国保人間ドックの助成事業や啓発活動を行い、運営の健全化に努められております。歳出決算額は31億9,548万4,853円で、前年比0.9%の増となっております。

次に直診勘定については、吉尾地域のへき地診療施設としての役割を認識し、地域医療の確保に努力されています。診療日数が週3日体制となったことで、外来患者数は減ったものの診療所周辺の受診率は高く、その役割は十分に果たされております。

医師の確保についても質疑があり、熊本大学医学部附属病院と県及びへき地医療支援機構と連携し、週に2日間（火曜日と木曜日）は、派遣して頂き、土曜日については、地元医師で対応しているとの答弁でした。

次に老人保健事業特別会計については、高齢者の健康を守り適切な医療の確保を目的として実施されました。歳出決算額は1,820万8,060円で前年比95.1%の減となっております。

また、介護保険事業特別会計については、地域包括支援センターを中心に予防重視施策を踏まえた地域支援事業を実施され、転倒骨折予防事業を社会福祉協議会に委託し、高齢者の転倒骨折及び閉じこもりの予防等、介護サービスに努められています。歳出決算額は、18億2,070万2,307円で前年比0.8%の減となっております。

次に後期高齢者医療事業特別会計については、平成20年度から老人保健医療制度に代わる新しい制度として創設されており、内容についてもまちだより、パンフレット等の配布で町民へ周知を図るとともに制度の趣旨を理解してもらうよう努められています。歳出決算額は、2億2,947万8,750円で、前年比1.5%の増となっております。

次に教育課に係る決算について報告いたします。

学校教育では、将来を担う子どもたちに「徳育を根底に知育・体育を総和した基礎・基本の習得による学力向上及び生命の尊重と公共心の向上並びに我が国と郷土及び国際社会に貢献できる人材の育成を図る」ことを目標に掲げ、諸々の事業を実施されています。

主な質疑は、研究指定校と「いじめ」や「不登校」について、執行部からは、「心の教育」の指定と「学力充実」の指定をしており、心の教育相談員を3名、スクールカウンセラー1名を配置して対応した結果、毎月報告があり、相談の実績もあったという答弁でした。

また、スクールバスの業務委託料が3,300万円余りであり、業者委託していることで、車検等も業者任せになることから、できるならば地元で対応できるように御検討願いたい旨の要望を申し上げました。

奨学資金貸付事業特別会計については、大学生21名、高校生4名に貸付を行い、町内の優秀な学徒で経済的理由により就学困難者への便宜が図られています。ただ、平成17年から申請が減少傾向にあるとのことで、委員からは、審査基準が厳しくなっていないか、という質疑に対し、基準は以前と変わっていない、という答弁でした。他に、貸付金額が少ないのではないか、などの意見もありました。また、収入未済額についての質疑に対し、徴収努力をしたいという答弁でした。

次に福祉課に係る決算について報告いたします。

少子高齢化が進展する中、社会福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉と保育所及び老人ホームにかかる決算については、96.5%の執行率となっております。主な質疑は、老人ホームの民間委託について、芦北町老人ホーム民営化検討委員会を設置して、具体的に検討を進めておられる中で、会議の回数と構成メンバーについて尋ねたところ、町の職員で構成され、会議は5回開催されたという答弁でした。

委員からは、外部からも組織の中に入れて、民意を反映させるべきではないかという意見もありましたが、利害関係も絡んでくるので非常に難しいという答弁でした。

保育所について、待機児童はいないかという質疑には、私立保育園の入所状況は、110%、公立保育所は80%で、待機児童はいないという答弁でした。

以上、当委員会に付託されました認定第1号「平成21年度芦北町一般会計歳入歳出決算認定」と認定第2号「平成21年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」ほか4つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 建設経済常任委員長にお聞きします。資料の3ページの上から3行目、今後は定年者やUターン者等への支援・対策を行っていききたいとの説明がありました。具体的にどのような支援・対策を行っていききたいという説明があったんでしょうか。

○議長（藤井公明君） 草野建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） 委員会としましては、内容は一応聞いておりません。ただ、後継者が少ないので、今後はやはり定年者やUターン者への支援を行っていかなければ、就農者が減少するんじゃないだろうか、ということで対策をとりたいということでの説明でありました。以上で終わります。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 小さな問題でございますけれども、文言でお聞きしたいと思います。経済建設委員長。3ページ、企業誘致対策では、というようなところの最後でございますが、「誘致活動を行いました。」あるいは次の「労政対策3名を雇用しました。」これはあくまでも審査の報告でございますので、なされています、とか、

されております、とかそういう文言が適正じゃなかろうかというようなことなんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（藤井公明君） それにつきましては、各常任委員長、検討していただき、次回から必要であれば、そのように訂正することも考えられますので、今後の検討課題ということで、一応もう報告は終わっておりますので、今後の検討課題ということとさせていただきますと思います。

ほかに質疑ありませんか。続けてやってください。坂本君。

○1 番（坂本 登君） すみません。課が違うものですから。別々と勘違いしておりました。

文教厚生委員長にお伝えします。4 ページ 6 行目、「できるならば地元で対応できるように、御検討願いたい旨の要望を申し上げました」これについて執行部からの何らかの形の答弁なり、説明、答えはあったんでしょうか。

○議長（藤井公明君） 白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 前向きに検討していただけるように、御報告をいただきました。以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前 10 時 56 分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから認定第 1 号から認定第 11 号までを、順次、討論を行い、採決します。

認定第 1、平成 21 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第 1 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号は原案のとおり

認定されました。

認定第2号、平成21年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

認定第3号、平成21年度芦北町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

認定第4号、平成21年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

認定第5号、平成21年度芦北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

認定第6号、平成21年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

認定第7号、平成21年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

認定第8号、平成21年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第８号は原案のとおり認定されました。

認定第９号、平成２１年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第９号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第９号は原案のとおり認定されました。

認定第１０号、平成２１年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第１０号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第１０号は原案のとおり認定されました。

認定第１１号、平成２１年度芦北町水道事業会計決算認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから認定第１１号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第１１号は原案のとおり認定されました。

陳情第６号、橋本川左岸生活道路・通学路の町道認定について、の陳情について

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第7号、町道白木松生線及び庵の山線未改良区間の早期の整備について、の陳情について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については地方自治法第100条及び会議規則第117条の規定により、議席に配布のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配布のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむをえず目的先、期間、及び派遣議員について、変更が生じる場合には議長一任で願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

-----○-----

日程第15 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第16 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査

の申出

日程第 17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査
の申出

日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

○議長（藤井公明君） 日程第 15 から日程第 18 までの各委員会の閉会中の継続審査
及び調査の申し出を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続審査及
び調査とすることの申し出が提示されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とする
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のと
おり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成 22 年第 5 回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前 11 時 05 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員